

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集（熱帯地域）
報告書

平成 31 年 3 月

林野庁

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集（熱帯地域）
報告書 目次

1	報告書の概要.....	1
2	事業概要.....	3
2-1	事業の目的.....	3
2-2	事業の実施内容等.....	3
2-3	事業の実施体制.....	4
2-4	事業の実施スケジュール.....	6
3	クリーンウッド法の概要.....	9
3-1	基本方針.....	9
3-2	合法性の確認方法.....	9
4	生産国における情報の収集.....	13
4-1	フィリピン.....	15
4-2	タイ.....	115
4-3	ブラジル.....	191
4-4	エクアドル.....	247
4-5	ラオス.....	297
5	国内調査.....	379
5-1	目的.....	379
5-2	方法.....	379
5-3	結果.....	379
6	調査委員会.....	383
6-1	第一回調査委員会.....	383
6-2	第二回調査委員会.....	388
6-3	第三回調査委員会.....	393
7	事業者向け報告会.....	397

7－1	報告会概要.....	397
7－2	参加者.....	398
7－3	別添資料.....	398
	別添資料 1 報告会チラシ.....	399
	別添資料 1 報告会発表資料.....	400

1 報告書の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が 2016 年 5 月 20 日に公布され、2017 年 5 月 20 日に施行された。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。

本報告書は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業の実施結果について以下のとおり報告する。

第 2 章で本事業の概要について説明し、第 3 章で「クリーンウッド法」の概要を示す。本事業の対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における調査結果は、第 4 章で取りまとめる。第 5 章では、対象国での調査を効果的、効率的に行うために実施した国内調査について報告する。第 6 章で、本事業において実施した 3 回の調査委員会について取りまとめ、第 7 章では、平成 31 年 3 月 8 日に開催した事業者向け報告会について報告する。

なお、別冊に対象国での調査を実施したコンサルタント（表 1-1-2 参照）が提出した各国報告書（英語）（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）を掲載する。

2 事業概要

2-1 事業の目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。2017年11月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。このため、林野庁ホームページ内に情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施でききよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめることを目的とする。

2-2 事業の実施内容等

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次の通りである。

（1）事業概要

生産国における現地情報の収集

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

（2）事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議のうえ、実施することとする。

① 調査対象国

熱帯地域（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）

② 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令等の調査

- ・ 伐採に関する法令の概要
- ・ 伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無

・	伐採の合法性が確認できる（証明システム）の事例及びその発行条件
イ	伐採の流通段階における法令調査
・	木材の流通段階における法令の有無及び事例
・	木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
ウ	木材流通状況調査
・	調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
・	違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
	（３）調査方法
林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査員会を設置し、事業実施期間中、３回以上（開始、中間報告、取りまとめ）開催する。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地情報を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行う。	
現地調査に当たっては、②の調査内容について、政府機関、業界団体、企業等に対して、ヒアリング調査を実施する。	

本事業では、５カ国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）において、上記仕様書で示された内容を実施した。さらに、本事業計画書とおり、第一回調査委員会での議論を踏まえて、対象国で実際に調査を開始する前に日本国内の調査を実施した（詳細は本報告書「５ 国内調査」参照）。国内調査の目的は、対象国での調査を効果的、効率的に行うために、対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）から日本に輸入される木材、木材製品を明らかにし、日本の木材関連事業者が合法確認を行う際のニーズを把握することである。

本事業において得られた情報は、平成 31 年 3 月 8 日に開催した事業者向け報告会で発表した（詳細は本報告書「7 事業者向け報告会」参照）。

2－3 事業の実施体制

1）統括事業責任者

本事業の統括事業責任者（Project Director）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿易・林産業担当次長のスティーブ・ジョンソン（Steve Johnson, Ph.D.）が従事した。

2）事業責任者

本事業の事業責任者（Project Manager）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿

易・林産業担当部長のテトラ・ヤヌアリアディ（Tetra Yanuariadi, Ph.D.）が従事した。

3) ITTO本部の実行体制

本事業の実施に当たって、ITTO本部においては、統括事業責任者のスティーブ・ジョンソン、事業責任者のテトラ・ヤヌアリアディのほか、森林法の施行とガバナンスの向上及び貿易（FLEGT）に関する事業及びプロジェクト進行管理、財務処理の経験をもつ職員による以下のチーム（表1-1-1）を編成した。

表1-1-1 ITTO本部のプロジェクト人員配置

担当	氏名	所属
会計担当者 Account Manager	川口オ文 Simon Kawaguchi, Mr.	総務担当官 Finance and Administrative Officer (Div. of Operations)
	鈴木舞子 Maiko Suzuki, Ms.	総務部 上級財務・総務アシスタント Senior Finance / Administrative Assistant (Div. of Operations)
事業担当者 Project Officer	シャーム・サックル Sheam Satkuru, Ms.	総務担当事務局次長 Assistant Director (Div. of Operations)
	赤堀聡之 Satoshi Akahori, Mr.	事務局次長、森林経営部担当 Assistant Director (Div. of Forest Management)
	藤崎泰治 Taiji Fujisaki, Mr.	森林経営部・客員研究員 Policy Researcher (Div. of Forest Management)
	田村菜穂 Naho Tamura, Ms.	木材貿易・産業部プログラムアシスタント Programme Assistant (Div. of Trade and Industry)

4) 調査実施者

対象国の調査及び日本国内調査にあたって、それぞれの国の林業、木材産業に精通し、ITTOでの業務経験が豊富で信頼できるコンサルタント及び研究機関に調査を発注した（表1-1-2）。

表 1-1-2 本事業で調査を発注したコンサルタント一覧

対象国	氏名	所属等
フィリピン調査	パトリック・ダースト Patric Durst, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
タイ調査		
ブラジル調査	イワン・トマセリ Ivan Tomaselli, Mr.	STPC コンサルティング社部長 Managing Director, STCP Consulting Ltd.
エクアドル調査		
ラオス調査	クリストファー・フrint Christopher Flint, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
日本（及びフィリピン、タイ、ラオス調査支援）	鮫島弘光 Hiromitsu Samejima, Mr. 山ノ下麻木乃 Makino Yamanoshita, Ms.	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 Institute for Global Environmental Strategies (IGES)

2-4 事業の実施スケジュール

本事業は、平成 31 年 3 月 15 日まで以下のスケジュール（表 1-1-3）で実施した。

表 1-1-3 主な事業活動の実施スケジュール

時期	活動内容
平成 30 年 5 月 17 日	第一回調査委員会

平成 30 年 5 月～7 月	事前調査及びコンサルタントの選定
平成 30 年 8 月～9 月	国内調査：文献調査、UN COMTRADE 等の貿易統計データの分析、聞き取り調査、アンケート調査等
平成 30 年 8 月～平成 31 年 2 月	対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）調査：文献調査、第 1 次報告書作成（英語版）、現地調査（聞き取り調査、現場視察）、第 2 次報告書作成（英語版）、追加的調査・情報収集等
平成 30 年 10 月 11 日	第二回調査委員会
平成 31 年 1 月～2 月	各国報告書（英語）の日本語翻訳作業
平成 31 年 2 月 4 日	第三回調査委員会
平成 31 年 3 月 8 日	事業者向け報告会

3 クリーンウッド法の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

3-1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識と普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

3-2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工に加え、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）を行う事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
- ④ 木材等の輸入をする事業

2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が挙げられる。

(1) 第一種木材関連事業のうち、1) ①、③又は④における合法性の確認方法
樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、次の書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

ア 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量
- ・ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

イ アの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

ウ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記イの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

エ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わない。

(2) 第一種木材関連事業のうち、1) ②における合法性の確認方法

法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

オ 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量

カ オの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

キ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、カ of 書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

ク 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法

木材等を譲りうける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認する。
譲り渡される書類には、以下の旨が記載されている。

ケ 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の合法性の確認方法（上記（1）又は（2）の①から③）によって確認し、合法性が確認できた旨

コ 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨

また、クリーンウッド法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、その登録、認証又は認定を受けている旨

4 生産国における情報の収集

調査対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

4－1 フィリピン

フィリピン

目次

1. フィリピンの林業セクターの概説	8
1.1. フィリピンの森林資源.....	8
1.1.1. 土地利用区分.....	8
1.1.2. 植生の種類.....	9
1.2. 林業・木材加工セクター.....	12
1.2.1. 丸太生産.....	12
1.2.2. 木材製品.....	16
1.3. 木材製品の取引状況（輸出及び輸入）.....	16
1.3.1. 輸入.....	16
1.3.2. 輸出.....	21
2. 関連政府機関の概説	24
2.1 法的権限.....	24
3. 森林資源の収穫に関する法律	27
3.1. 森林資源の収穫に関する法規制.....	27
3.2. 森林に対する法的権利.....	30
3.2.1. 公有地・林地.....	30
3.2.2. 私用地.....	33
3.3. 木材供給源の種類、管理・伐採計画及び許可証.....	34
3.3.1. 公有地・林地.....	35
3.3.2. 私用地.....	36
3.3.3. チェーンソー所有許可.....	37
3.4. 保護種.....	37
3.3.5. 林地及び資源保有権、並びに林産物を収穫・販売する権利に関連するリスク.....	38
3.5. 森林管理と伐採施業における雇用と安全.....	39
4. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法律	40
4.1 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制.....	40
4.2. 丸太の輸送.....	41
4.2.1. 公有地・林地.....	41
4.3. 木材及び木材製品の加工.....	43
4.4. 木材及び木材製品の輸送.....	45
5. 木材及び木材製品の取引に関する法律	46
5.1. 法的に義務付けられている文書または記録.....	46
5.2. 木材及び木材製品の取引に関する法規制.....	47
5.2.1. 輸入.....	47
5.2.2. 輸出.....	50
6. その他	51
6.1. 違法伐採及び関連する取引を撲滅するための国際的枠組み及び貿易協定.....	51
6.2. 木材及び木材製品の合法性/持続可能性に関する自主的制度.....	52
6.3. その他の考察及び見解.....	52
7. 聞き取り調査・現地調査（実施記録）	53

7.1. 聞き取り調査.....	54
7.2. 現地調査.....	55

略語

AFFLAs	Agroforestry Farm Lease Agreements, アグロフォレストリー農場借地契約
AHTN	ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature, ASEAN 統一関税品目分類
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations, 東南アジア諸国連合
BMB	Biodiversity Management Bureau, 環境天然資源省生物多様性管理局
BoC	Bureau of Customs, Department of Finance, 財務省関税局
BPI	Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture, 農業省植物産業局
CADC	Certificate of Ancestral Domain Claim, 先祖伝来領域請求権証明書
CADT	Certificates of Ancestral Domain Title, 先祖伝来領域権原証明書
CALT	Certificates of Ancestral Land Title, 先祖伝来地権原証明書
CBFMA	Community-Based Forest Management Agreements, コミュニティ林管理協定
CCTV	Closed-Circuit Television
CENRO	Community Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省コミュニティ事務所
CFIP	Chamber of Furniture Industries of the Philippines, フィリピン家具産業会議所
CFP	Community Forestry Program, コミュニティ林業プログラム
CIF	Cost, Insurance and Freight, 運賃・保険料込み
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, ワシントン条約
CLO	Certificate of Lumber Origin, 材木原産地証明書
CNFPO	Certificate of Non-Timber Forest Production Origin, 非木材林産物原産地証明書
CoC	Chain of Custody, 加工流通過程の管理
COV	Certificate of Verification, 私有地植林木の確認証明書
CPRS	Client Profile Registration System, 顧客プロフィール登録システム
CSCs	Certificates of Stewardship Contracts, 管理契約証書
CTO	Certificate of Timber Origin, 木材原産地証明書
CTPO	Certificate of Tree Plantation Ownership, 植林地所有証明書
CVs	Certificates of Verification, 確認証明書
DENR	Department of Environment and Natural Resources, 環境天然資源省
DOLE	Department of Labor and Employment, 労働雇用省
DOST	Department of Science and Technology, 科学技術省
DTI	Department of Trade and Industry, 貿易産業省
IRR	Implementing Rules and Regulations, 施行規則
EFI	European Forest Institute, 欧州森林研究所
EGILAT	Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade, APEC の違法伐採及び関連する貿易専門家グループ
EIA	Environmental Impact Assessment, 環境影響評価
EIS	Environmental impact statement 環境影響評価書
EMB	Environmental Management Bureau, 環境天然資源省環境管理局
ENGP	Expanding the National Greening Program, 拡大国家緑化プログラム
E.O.	Executive Order, 行政命令
E2M	Electronic to Mobile
EU	European Union, 欧州連合
EU FLEGT	European Union Forest Law Enforcement, Governance and Trade, EU の森林法の施行、ガバナンス及び貿易

FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations, 国際連合食糧農業機関
FMB	Forest Management Bureau, 環境天然資源省森林管理局
FOB	Free On Board, 本船甲板渡し条件
FPRDI	Forest Products Research and Development Institute, 林産物開発研究所
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance, 森林法の施行・ガバナンス
FPIC	Free, Prior and Informed Consent, 十分な情報に基づく事前の自発的同意
ICCs	Indigenous cultural communities, 先住民族文化社会
IFMAs	Integrated Forest Management Agreements, 包括的森林管理協定
IPRA	Indigenous Peoples' Rights Act, 先住民族権利法
IPs	Indigenous Peoples, 先住民族
ISFP	Integrated Social Forestry Program, 統合型社会林業プログラム
ITTO	International Tropical Timber Organization, 国際熱帯木材機関
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System, 商品の名称及び分類についての統一システム
LRA	Land Registration Authority, 土地登記局(法務省 Department of Justice)の下部組織)
MENRO	Municipal Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省町事務所
NAMRIA	National Mapping and Resource Information Authority, 環境天然資源省国土地理・資源情報庁
NCIP	National Commission on Indigenous Peoples, 国家先住民族委員会
NGP	National Greening Program, 国家緑化プログラム
NSW	National Single Window, フィリピン国家単一窓口
NTFPs	Non Timber Forest Products, 非木材林産物
PCAARRD	Philippine Council for Agriculture, Aquatic, and Natural Resources Research and Development, フィリピン農水産天然資源研究開発センター
PD	Presidential Decree, 大統領令
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification, 森林認証プログラム
PENRO	Provincial Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省州事務所
PEZA	Philippine Economic Zone Authority, フィリピン経済区庁
PO	Peoples Organizations, 住民組織
PJEP	Philippines-Japan Economic Partnership Agreement, 日・フィリピン経済連携協定
PLTP	Private Land Timber Permit, 私有地木材許可証
PTPOC	Private Tree Plantation Ownership Certificate, 私有植林地所有証明書
PWPA	Philippine Wood Producers Association, フィリピン木材生産者協会
RED	Regional Executive Director, 地方エグゼクティブディレクター(環境天然資源省州事務所長)
SEC	Securities and Exchange Commission, 証券取引委員会
SMF	Self Monitoring Form, 自己モニタリングフォーム
SPLTP	Special Private Land Timber Permit, 特別私有地木材許可証
SITC	Standard International Trade Classification, 標準国際貿易分類
TFLAs	Tree Farm Lease Agreements, 樹木農場借地契約
TLA	Timber License Agreements, 木材伐採権協定
TLAS	Timber Legality Assurance System, 木材合法性保証システム
UNSD	United Nations Statistics Division, 国連統計部
VPA	Voluntary Partnership Agreement, 自主的・二国間協定

WCO	World Customs Organizations, 世界税関機構
-----	-------------------------------------

1. フィリピンの林業セクターの概説

1.1. フィリピンの森林資源

1.1.1. 土地利用区分

フィリピンには、土地分類で「林地（forestland）」として区分されている土地が約 1,580 万ヘクタールあり、フィリピンの全陸地面積（3,000 万ヘクタール）の 52%以上を占めている（図 1）。一方、残りの 1,419 万ヘクタールの土地（同陸地面積の 47%）は、「譲渡・処分可能地（alienable and disposable）（林地にする必要がなく、私有できると定められた土地）」として区分されている。

さらに林地のうち、約 1,005 万ヘクタールが「木材用林地（timberlands）」、約 327 万ヘクタールが森林保全林（Forest Reserves）、134 万ヘクタールが国立公園、野生生物保護区、狩猟禁止区域及び鳥類保護区域に区分されている。

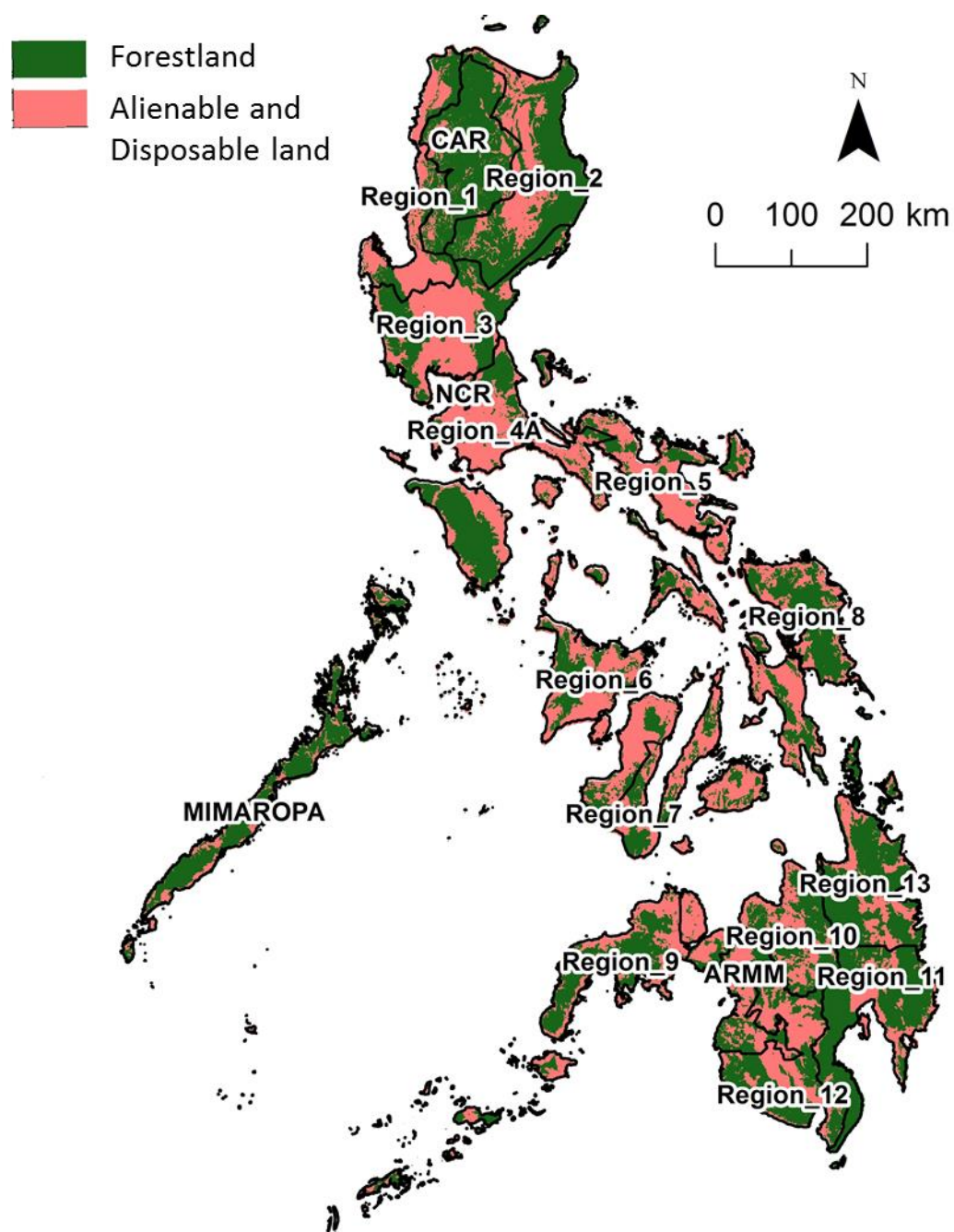


図 1. フィリピンの土地区分図(DNER 2019)。

緑色:林地、赤色:譲渡可能地

1.1.2. 植生の種類

前述のようにフィリピンでは 1,500 万ヘクタール以上の土地が「林地」に区分されているものの、現在の実際の森林被覆は 804 万ヘクタール（全陸地面積の 27%）しかない（FAO, 2015）。これは、1930 年代当時の同国の森林被覆の約半分が消失したことを表している（図 2）。

フィリピンでは、森林の約 10% (86 万ヘクタール) が原生林 (フィリピンでは「成熟林 (old growth forest)」とも呼ばれている) とみなされており、4 分の 3 近く (593 万ヘクタール) は「その他の天然更新した」森林である。2015 年、フィリピンには推定 125 万ヘクタール (総森林被覆の約 15.5%) の人工林が存在したが、これら植林地の大半はごく最近造成されたものである。

一方、FAO (2015) によると、2015 年現在のフィリピンの森林被覆 (804 万ヘクタール) のうち、3 分の 2 が「林冠閉鎖林 (closed forest) (林冠被覆率が 40%超)」、28%が「疎林 (open forest) (林冠被覆率が 10~40%)」、4.5%がマングローブ林に分類されている。

もっとも広く分布する天然林の種類は混合フタバガキ林で、全体の 3 分の 2 近くを占めている。優占種はフタバガキ科の樹種で、*Shorea*、*Parashorea*、*Dipterocarpus* 及び *Hopea* 属が長年にわたり最も重要な木材生産樹種であった (天然林の伐採一時停止措置以前)。フィリピンの高地には 25 万ヘクタール未満の松林 (*Pinus kesiya* 及び *P. merkusii*) があり、山の最上部 (一般的に 1,700 メートル以上) には約 100 万ヘクタールの「蘚苔林 (大半が低木で「山地林」または「雲霧林」と呼ばれることもある)」が分布している。

フィリピンでは、天然林を他の土地利用 (主に農業) に (無計画に) 転換する傾向が緩やかなペースで続いているものの、2011~2016 年の国家緑化プログラム (National Greening Program/NGP) の下で植林が野心的に進められた結果、森林面積が近年わずかに増加している。NGP は、2016 年までに 15 億本の苗木を植えて 150 万ヘクタールの土地を緑化することを目的に、2011 年に行政命令 (Executive Order/E.O.) 第 26 号に基づいて策定された。政府機関、民間セクター、NGO 及び地域住民組織は、同プログラムの下に結束して緑化に取り組んだ。環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources/DENR) の公式報告書には、同プログラム期間の 6 年間にわたり、170 万ヘクタールの土地に 13 億本の苗木が植えられたと記されている (ただし同プログラムにおける苗木の生存率を疑問視する声もある)。2015 年、フィリピン政府は行政命令第 193 号 (E.O. 193) に基づいて NGP を 2028 年まで延長した。目的は、全国に残存する非生産的で荒廃・劣化した林地 710 万ヘクタールを緑化することで、同計画は「拡大国家緑化プログラム」(Expanding the National Greening Program/ENGP) と名付けられた。現フェーズ (2017~2022 年) では、120 万ヘクタールの緑化が目標に掲げられている¹。NGP 及び ENGP の下では、各機関・企業が自己資金を用いて自主的に貢献することができるが、これまでに実施された植樹の大半は政府資金で賄われ、委託を受けた住民組織や NGO が植樹を行っている。

¹ <https://www.denr.gov.ph/priority-programs/national-greening-program.html>

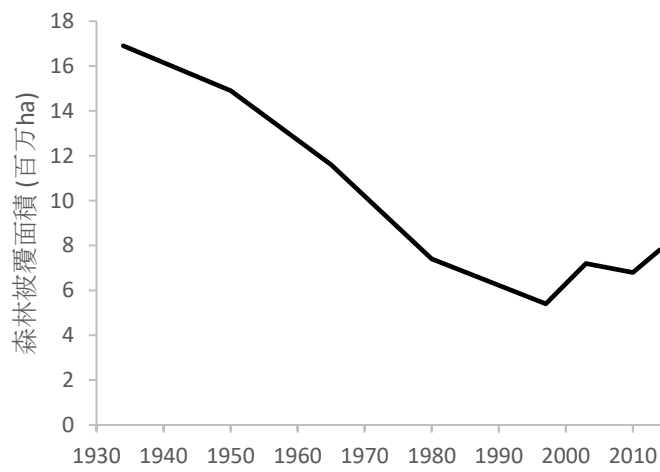


図 2. フィリピンの森林被覆の経年変化 (DENR, 2016a)

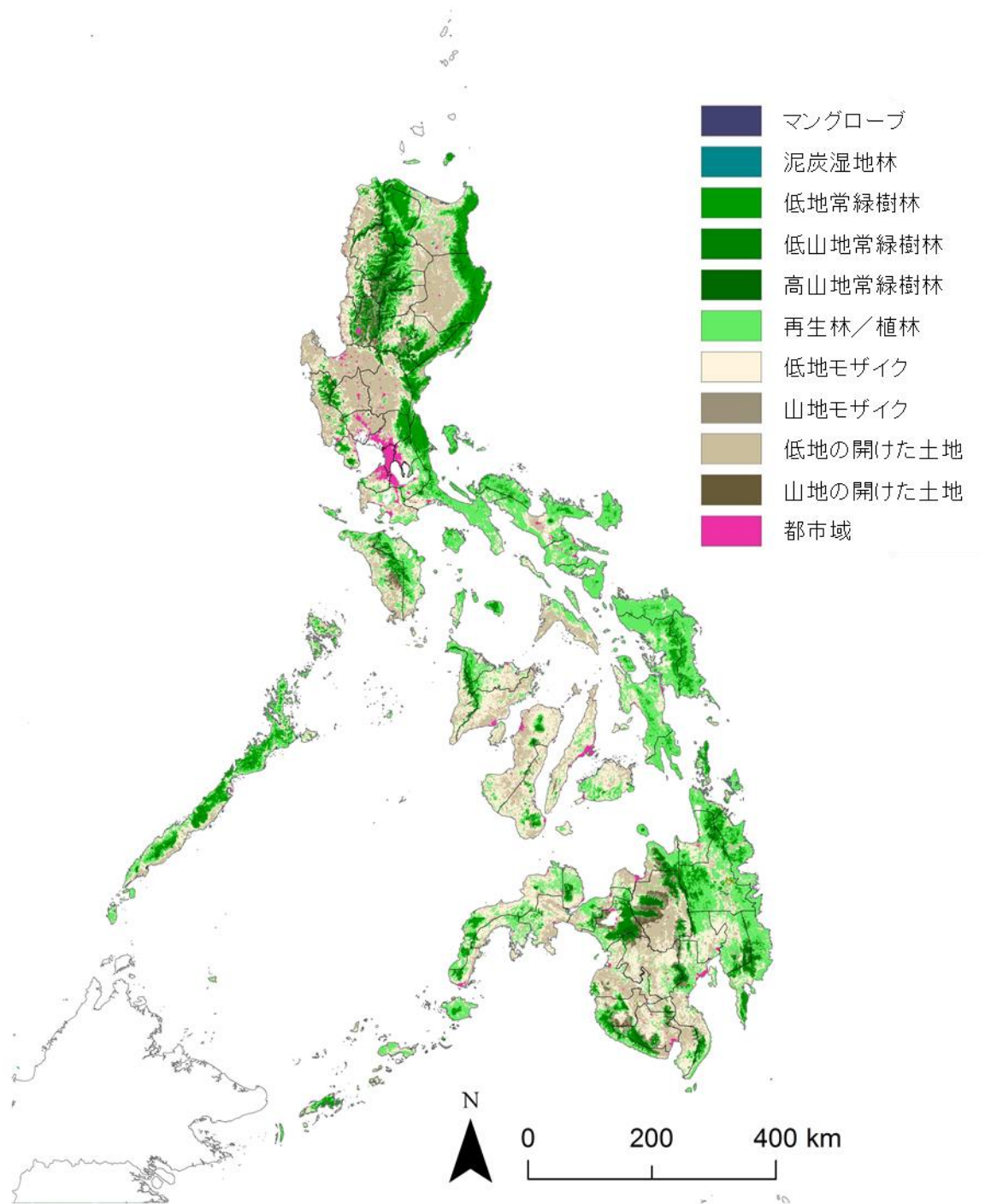


図 3. フィリピンの植生(2015 年) (Miettinen et al. 2016)

1.2. 林業・木材加工セクター

1.2.1. 丸太生産

1970 年代以前、フィリピンは木材の主要生産国及び輸出国であり、特に 1960 年代後半から 1970 年代前半の数年間は産業用丸太の生産量が現在の 10 倍以上、1,000 万立方メートルを上回っていた (Dauvergne, 1997、図 4)。しかし 1980 年代になると、過剰

伐採、森林の他の土地利用への転換、移動耕作・木材の違法採取に起因する森林劣化などによって同国の木材生産量は激減した。国内の森林が消失し続けていることへの懸念から 2011 年に行政命令第 23 号（E.O. 23）が発令され、全ての天然林の伐採に一時停止措置（モラトリウム）が課された。同措置は現在も続いている。

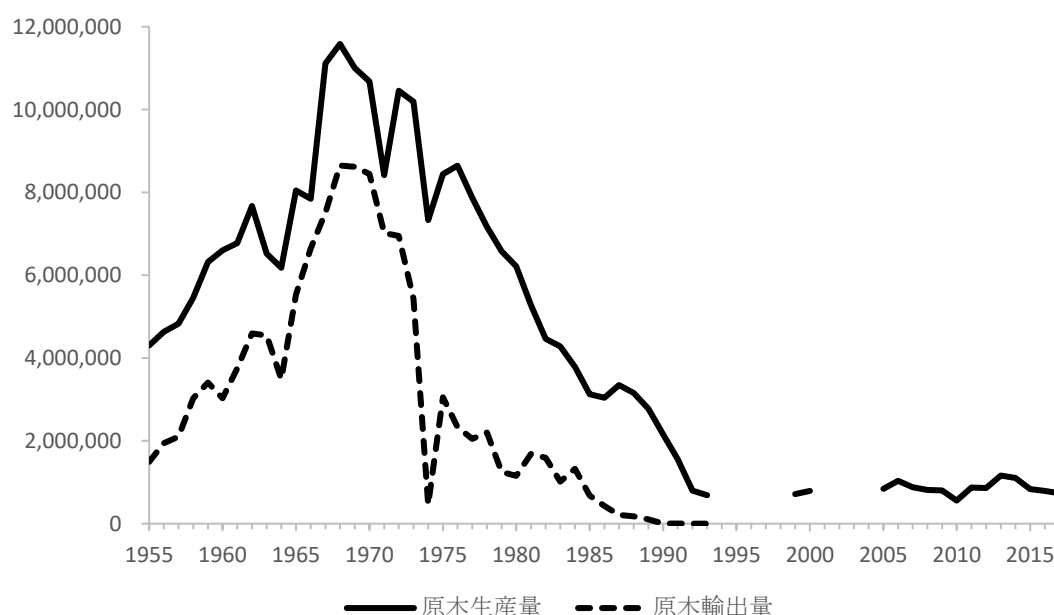


図4. フィリピンの原木生産量、輸出量(m³)

出典: 塩谷 1969、DENR 1009-2017 など

フィリピンでは、E.O. 23 の発令以降、実質的に全ての合法木材が人工林から伐採されており、そのほぼ全てが私有地から伐採されたものである。まれな例外として、認可されたインフラ、エネルギー、鉱業プロジェクトのために天然林を伐採することは認められているが、同伐採量は全体の 1%（1 万立方メートル未満）を占めるのみである。

近年、フィリピンでは毎年 70 万～120 万立方メートルの産業用丸太が生産されている（表 1）²。2017 年には合計 733,474 立方メートルの丸太が集材された。

2017 年に国内で合法的に伐採された木材のうち、植林地所有証明書（Certificate of Tree Plantation Ownership/CTPO）、特別伐採許可証（Special Cutting Permit）及び確認証明書（Certificates of Verification/CV）に基づいて私有地の植林地から調達された木材の割合は 93%（726,872 立方メートル）に達していた（表 2）。包括的森林管理協定（Integrated Forest Management Agreements/IFMA）に基づいてリースされた公有地から

² 同表にはココヤシから生産されている大量の「ヤシ材」は含まれていない。ヤシ材は DENR の規制対象ではないが、国内の木材需要の多くを満たしている。ヤシ材の推定生産量は毎年変動しているが、実際の生産量は数百万立方メートルに及ぶ可能性がある。

伐採された木材は 28,284 立方メートルで、コミュニティ林管理協定（Community-Based Forest Management Agreements/CBFMA）及び林地における統合型社会林業によって伐採された木材は 258 立方メートルだった。さらに、特別伐採協定（Special Cutting Agreements：送電線、道路、採掘作業など認可されたインフラ・建設プロジェクトのための伐採許可）による木材、再植林の準備が進められている木材用林地または私有地の劣化した天然林の例外的伐採許可による木材は 3,000 立方メートル未満だった。上記以外の木材は全て植林地から伐採された。

フィリピンの 15 地方（Region）のうち、ミンダナオ島（地方 9～13）は丸太生産が盛んで、2017 年にはフィリピン全国で生産された人工林丸太の 86%、天然林丸太の 77% が同地に由来した。特にミンダナオ島北東部のカラガ地方（地方 13）では、人工林丸太の 67%、天然林丸太の 77%が生産された。

また 2017 年に伐採された丸太（733,474 立方メートル）のうち、99.6%（780,563 立方メートル）が植林木だった。植林木の主な樹種には以下が含まれる。

- ファルカタ（*Paraserianthes falcata*（以前の学名は *Albizia falcata* または *Falcata moluccana*、フィリピンでは一般的に *falcata* と呼ばれている））：498,251 立方メートル
- マホガニー（*Swietenia macrophylla*）：68,550 立方メートル
- ヤマネ／メリナ（*Gmelina arborea*）：56,556 立方メートル
- アカシアマンギウム（*Acacia mangium*）：53,449 立方メートル

また、少量のゴムノキ（*Hevea brasiliensis*）、グバス（*Endospermum peltatum*）、ユーカリ（*Eucalyptus deglupta*）、ギンネム（*Leucaena leucocephala*）、モンキーポッド（*Samanea saman*）も植林地の供給源から伐採されている。

表1. フィリピン国内の事業者に消費されている産業用丸太生産量

（単位：千 m³）

年	挽材／ベニヤ丸太	パルプ材	柱・杭	合計
2016	440	347	3	790
2015	443	395	4	842
2014	631	465	6	1,102
2013	641	518	7	1,166
2012	742	116	4	862
2007	648	227	6	881
2002	288	106	9	403
1997	241	312	3	556

出所：DENR/FMB フィリピン林業統計、2016

表 2. 各種木材伐採権(ライセンス)・許可ごとの丸太生産量(2017 年)

(単位:m³)

地方	合計			IFMA		CBFM/ ISF	CTPO/SMF/ CV		PLTP		Special Cutting Permit		その他	
	合計	天然木	植林木	天然木	植林木	Planted	天然木	植林木	天然木	植林木	天然木	植林木	天然木	植林木
PHILIPPINES	733,474	2,912	730,563	2,252	26,032	258	36	688,329	4	770	a	2,543	619	12,632
CAR	1,439	552	887	-	-	-	18	293	-	35	-	2	535	556
Region 1	4,106	-	4,106	-	-	-	-	4,049	-	-	-	57	-	-
Region 2	333	-	333	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	333
Region 3	1,669	-	1,669	-	-	-	-	277	-	-	-	738	-	654
Region 4A	8,091	-	8,091	-	-	-	-	8,092	-	-	-	-	-	-
MIMAPORA	8,016	58	7,958	-	-	-	10	5,082	3	735	-	35	45	2,106
Region 5	716	12	703	-	-	-	-	186	1	-	-	339	11	178
Region 6	14,370	-	14,370	-	-	-	-	14,282	-	-	-	-	-	88
Region 7	28,609	-	28,609	-	-	-	-	27,966	-	-	-	-	-	643
Region 8	33,595	38	33,557	-	-	-	8	27,998	-	-	a	1,372	29	4,188
Region 9	33,280	-	33,280	-	18,078	258	-	14,612	-	-	-	-	-	332
Region 10	55,961	-	55,961	-	-	-	-	54,657	-	-	-	-	-	1,305
Region 11	24,272	-	24,272	-	-	-	-	598	-	-	-	-	-	35
Region 12	26,492	-	26,492	-	-	-	-	25,757	-	-	-	-	-	735
Region 13	492,525	2,252	490,274	2,252	7,954	-	-	480,841	-	-	-	-	-	1,479

IFMA: 包括的森林管理協定、CBFM: コミュニティ林管理、ISF: 統合型社会林業、CTPO: 私有地の植林地所有証明書。以前の名称は PTPOC (私有植林地所有証明書)、SMF: 自己モニタリングフォーム (CTPO からの木材搬出に必要な書類)、CV: 確認証明書 (CTPO 外の小規模私有地からの木材搬出に必要な書類) ※SMF の木材生産量は本来 CTPO として集計されるべきだが、一部の地域では SMF というカテゴリーが使われている (2019 年森林管理局聞き取り)。
 PLTP: 私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit)、Special Cutting Permit: 道路などの開発に伴い伐採された木材。公有地からの材が多い。その他:
 その他の木材伐採権/許可: 木材伐採許可証、ムヨン資源採取許可書、木材原産地証明書 (CTO) / 材木原産地証明書 (CLO)、特別私有地木材許可証 (Special Private Land Timber Permit)

a - 1 立方メートル未満

出典: DENR/FMB フィリピン林業統計 2017 を改変

1.2.2. 木材製品

2016 年の時点で、フィリピンには認可された 171 の一次木材加工工場があった。製材所（11）、小規模製材所（115）、ベニヤ工場（44）、合板工場（20）、統合型木材加工施設（21）などが含まれ（DENR, 2016）、大半はミンダナオ島に位置している。これら全ての工場に認められている年間丸太使用上限量を合わせると 180 万立方メートルに達するが（DENR, 2016）、操業されていない工場や生産量を下げている工場があるため、実際の加工水準はそれよりもはるかに低い。

2014 年（データが入手できる最新年）に DENR に登録していた森林関連業者の数は合計 1,923 あり（二次木材製品製造業者、家具製造業者、紙・紙製品工場を含む）、これら製造業者全体の公式雇用者数は合計 73,819 人だった（DENR, 2016）。ただし、家具工場は DENR から木材加工工場許可証を取得する必要があるため、これらの数字が全ての森林関連事業者の現状を反映しているわけではない。森林関連部門、特に家具産業には非公式に事業を行っている小規模企業が多数あると認識されている。フィリピン家具産業会議所（Chamber of Furniture Industries of the Philippines/CFIP）によると、2018 年現在で 5,000 を超える小規模・家内企業（下請け業者を含む）が存在しており（Salvio Valenzuela, 2018 年聞き取り調査）、より精度が低い他の推定値では、2018 年初期の同企業数が 15,000 に上るとされている。これら小企業の大半は現地の国内消費者向けに家具、戸棚その他の製品を供給しており、完成品を輸出している企業はごくわずかである（Salvio Valenzuela, 2018 年聞き取り調査）。

近年のフィリピンの木材加工事業者は、国内の丸太を主原料とし、輸入丸太や木材一次加工品で補充しながら（セクション 1.3 の原料輸入を参照）、以下の量の木材加工品を生産している（表 3）。

表 3. 木材加工品の生産状況

（単位：千 m³）

年	製材	ベニヤ	合板	繊維板	単板
2016	425	59	152	6	59
2015	322	59	146	54	87
2014	496	40	164	22	49
2013	450	60	199	13	58
2012	218	129	297	5	22
2007	362	124	281	6	56
2002	163	172	360	4	45
1997	351	62	484	NA	27

出典：DENR/FMB フィリピン林業統計、2016

1.3. 木材製品の取引状況（輸出及び輸入）

1.3.1. 輸入

コラソン・アキノ大統領は 1991 年、残存する原生林、並びに急勾配地・高地にある森林でのあらゆる伐採施業を禁止した。その後 1990 年代から 2000 年代初めにかけて、大量の木材・木材製品が輸入されるようになった（図 5、表 4）。また 2010 年代以降は合板、紙、木製家具などの輸入が増大している。

丸太は主にマレーシア（主にサバ州）。ソロモン諸島から輸入されており、他にパプアニューギニアなどからも輸入された（FAO, 2018、図 6）。製材は主にマレーシア（大半がサラワク州）、カナダから輸入され、他の数カ国からも輸入されていた。合板は主に中国、マレーシア（特にサバ州）、及び日本が主な輸入先となっている。

フィリピンは、2017 年に木材・木材製品（丸太、木材一次加工品、木材二次加工品を含む）全体で 20 億米ドル以上に相当する製品を輸入した（表 7）。その半分以上（12 億米ドル相当）が紙・紙製品・板紙で、中国（26%）、インドネシア（13%）及びアメリカ合衆国（10%）が主な供給国であった（FAO, 2018）³。

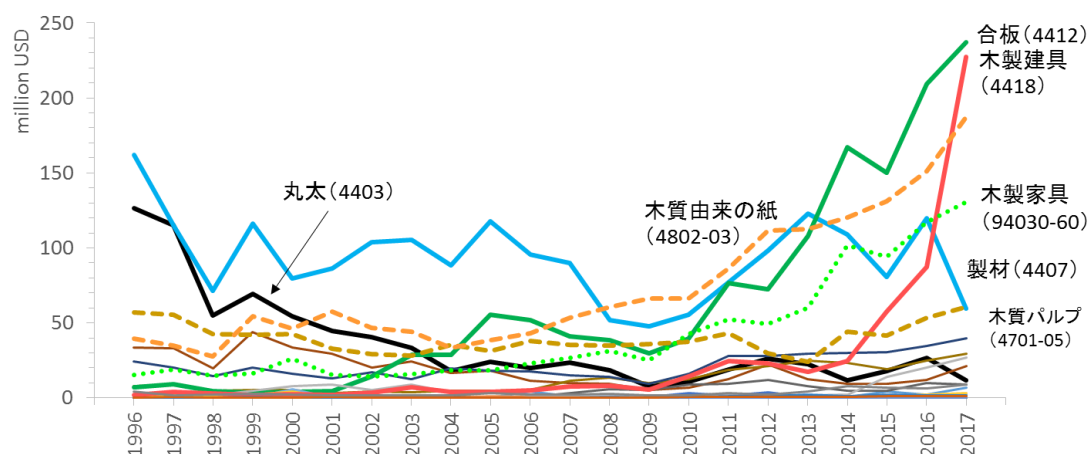


図5 フィリピンの木材・木材製品輸入金額経年変化

数字は HS コード

出典: UN Comtrade Database

³ フィリピンの製紙能力は限定的で、再生紙と輸入パルプのみに依存している。

表 4. 丸太及び木材一次加工品の輸入状況(1997～2017 年)

(単位:千 m³、百万米ドル)

年	丸太 *1		製材		合板 *2		ベニヤ *3	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
2017	66.5	10.3	254.2	57.9	596.5	223.1	60.3	20.1
2016	113.5	25.6	326.8	119.8	517.7	209.1	25.3	11.7
2015	98.1	15.3	1144.7	80.9	292.1	149.9	23.7	9.2
2014	50.7	8.3	207.4	108.9	411.3	167.1	14.8	9.5
2013	119.0	20.8	240.2	123.1	195.0	107.8	30.6	12.6
2012	107.3	23.7	218.6	98.9	95.2	72.1	59.5	22.0
2011	87.2	18.3	160.0	77.3	94.2	76.7	38.0	12.7
2010	27.7	6.6	136.6	55.2	61.2	39.6	25.7	6.8
2009	35.3	7.0	128.8	47.7	3.9	1.5	22.9	5.5
2008	72.9	16.7	134.8	52.0	1.5	0.0	27.3	9.3
2007	88.7	22.5	174.5	90.7	4.3	2.4	18.1	4.7
2006	65.2	19.7	261.2	95.7	6.2	4.1	26.6	7.3
2005	165.0	23.9	362.5	117.7	4.0	1.5	64.4	16.7
2004	177.1	17.9	246.7	88.4	2.0	1.1	51.2	12.3
2003	355.8	33.1	338.1	105.4	5.1	2.1	91.1	22.4
2002	434.2	40.6	401.1	103.9	0.7	0.2	74.5	17.9
2001	551.3	44.7	370.8	86.3	0.4	0.2	105.4	26.4
2000	584.8	54.3	358.5	79.8	1.0	0.6	119.3	31.5
1999	583.6	69.5	381.2	116.8	1.0	0.6	138.2	40.2
1998	434.9	54.9	296.1	71.2	2.0	0.7	63.3	16.6
1997	768.5	117.8	411.7	112.6	1.0	0.5	86.4	27.6

*1- 以下は含まず:塗料、着色剤、クレオソートその他防腐剤で処理したもの(2007 年以降)

*2 - 薄い板のみで構成された合板(1996～2009 年)

*3 - 合板生産用のベニヤシートとコアストック(1996～2007 年)

出典: DENR/FMB フィリピン林業統計、2017

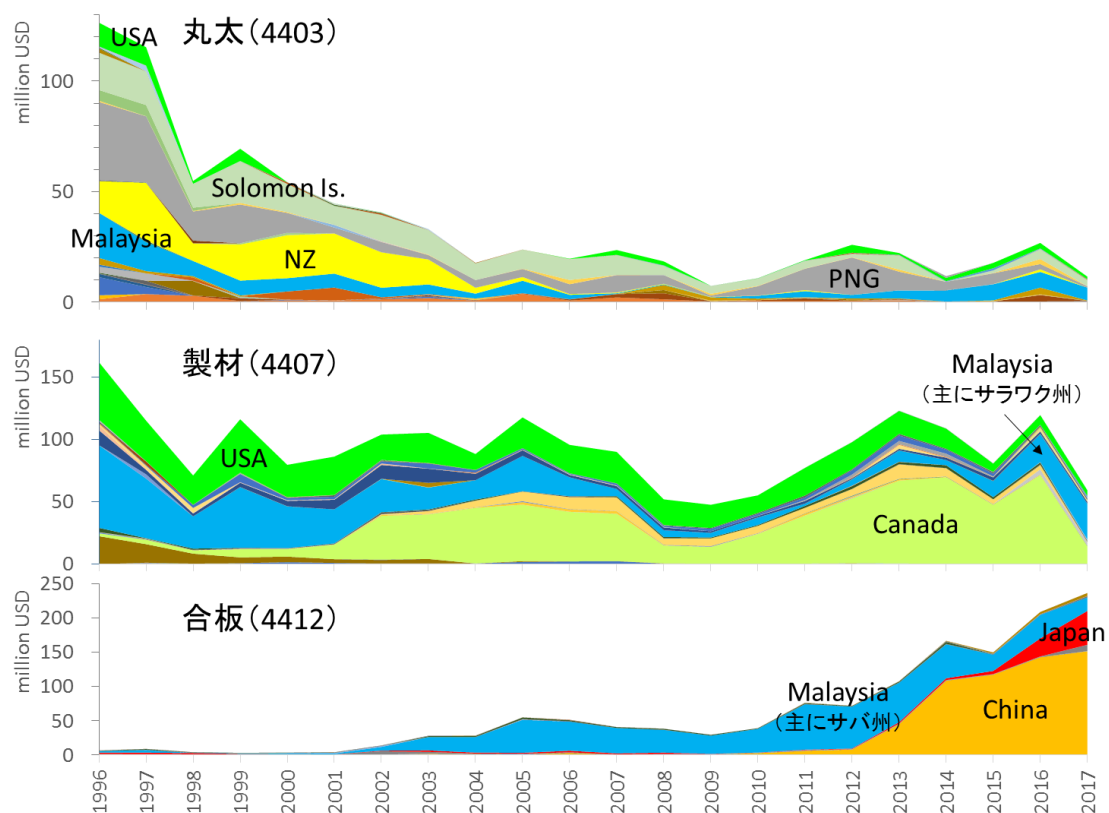


図6 フィリピンの木材・木材製品輸入金額の輸入先別経年変化

数字は HS コード

出典: UN Comtrade Database

表 5. フィリピン向け木材一次加工品の主要供給国(2017 年)

(単位: m³、米ドル(FOB*価格))

供給国	量	金額
丸太		
マレーシア	42,581	5,181,084
ソロモン諸島	27,000	7,082,958
パプアニューギニア	5,716	600,740
南アフリカ	2,864	226,952
アメリカ合衆国	1,507	316,914
その他	26,299	520,624
合計	81,667	13,929,172
製材		
マレーシア	175,594	26,545,964
カナダ	28,164	11,930,138
ガボン	10,812	2,468,892
アメリカ合衆国	10,236	4,011,727
パプアニューギニア	6,738	1,147,327
その他	22,656	7,040,772
合計	254,200	53,144,820
合板		
中国	516,723	138,388,240
日本	46,569	41,758,722
マレーシア	13,205	16,350,356
ベトナム	10,274	3,904,562
インドネシア	6,725	7,581,734
その他	3,497	2,362,505
合計	596,543	210,346,119
単板		
中国	30,096	10,568,901
マレーシア	11,796	2,305,042
ニュージーランド	7,597	2,834,892
ベトナム	1,866	514,112
ソロモン諸島	1,391	317,825
その他	7,563	2,432,266
合計	60,309	18,973,038

*FOB: 本船甲板渡し条件 (Free On Board)

出典: フィリピン統計局 (Philippine Statistics Authority/PSA)

表 6. マレーシアからフィリピンへの木材・木材製品輸出力(2016 年)

(単位:千 m³)

	丸太	製材	合板	ベニヤ
マレーシア半島	0	42.34	10.10	0.3
サバ州	44.67	19.42	29.04	2.65
サラワク州	0	169.77	17.57	0.62
合計	44.67	231.53	47.45	3.31

出典: マレーシア木材産業公社⁴

表 7. フィリピンの林産物輸入(2017 年)

(金額: : 千米ドル; FOB 価格)

品目	量	単位	金額
紙・紙製品・板紙	1,366,593,259	net kg	1,223,019
木質製品	299,489,668	gross kg	226,234
合板及び合板ベニヤパネル	596,543	m ³	210,346
木製・ラタン家具	147,881,423	gross kg	137,481
パルプ・古紙	230,220,747	net kg	87,036
製材	254,200	m ³	53,145
繊維板	64,290,646	net kg	35,336
パーティクルボード	59,723,543	gross kg	26,482
ベニヤその他加工木材	60,309	m ³	18,793
丸太	m	-	13,755
さねはぎ加工材等	5,194,610	gross kg	7,784
圧縮木材及び再生木材	6,088,628	m ³	2,046
廃材	23,816,819	net kg	1,183
非木材林産物	829,544	net kg	891
木材チップ及び小片	17,662,103	gross kg	651
木毛・木粉	2,029,571	net kg	308
非木材製品	m	-	191
木炭	120,066	net kg	64
単純加工木材	53,800	gross kg	20
森林関連製品輸入総額			2,044,764
フィリピンの輸入総額			92,660,272
輸入総額に占める林産物輸入額の割合(%) (金額ベース)			2.21

m - 様々な測定単位が採用されている。

出典: フィリピン統計局

1.3.2. 輸出

フィリピンでは、国産・輸入原料から国内消費・輸出向け木材製品が製造されている。フィリピンから輸出される木材製品の大半は二次及び三次付加価値製品で、2017 年の森林由来品目の輸出総額は 17 億米ドル近くに達している(表 8)。これら輸出品の大半(12 億米ドル相当)は「木質製品」(例: ドア、窓、建具、モールディング、床材、木製器具、木製玩具)で、ほとんどが日本へ輸出されている。金額ベースでは、2016 年の森林由来品目の関連製品の輸出はフィリピンの輸出全体の 2.7 %以上を

⁴ <http://www.mtc.com.my/resources-TradeInfo-2016.php>

占めている（DENR, 2017）。2017 年の「木質製品」の輸出量は前年（28 億米ドル）からは減少したが、これはその最大の生産拠点であるカビテ輸出加工区において 2017 年 2 月に最大の工場で起きた火災が主な原因である可能性が高く、一時的なものだと考えられる。

「木質製品」の次に主要なフィリピンの輸出品（金額ははるかに小さい）には、パルプ・古紙（主に英国、オランダ、日本へ輸出）、紙・紙製品・板紙（主にインドネシア、アメリカ合衆国、マレーシアへ輸出）、及び家具などがある（DENR, 2017）。アメリカ合衆国はこれまでフィリピン製家具の主な輸出先だったが、近年、その割合は 40%未満に下がっている。フィリピンの輸出業者が家具の輸出市場の多角化に取り組んでいるため、日本や中東への輸出が大幅に増えている（Salvio Valenzuela、2018 年聞き取り調査）。

フィリピンは 2017 年に 8,100 万米ドル相当の木製・ラタン家具を輸出しており、同年に 25 万立方メートルの製材、及び 3.7 万トンの木炭（2,170 万米ドル相当）も輸出している。木材チップおよび小片の輸出額はごくわずか（34 万米ドル）であった（DENR, 2017）。

フィリピン産木材製品の主な輸出先として突出しているのは日本で、2017 年には同輸出品全体の約 69%を輸入している（表 12）。その 85%は前述の「木質製品」であった。日本以外では、アメリカ合衆国（特に家具）、英国、中国、及びオランダがフィリピン産木材製品の主な輸入国である（DENR, 2017）。

表 8. フィリピンの林産物輸出(2017 年)

(単位: 千米ドル; FOB 価格)

森林関連製品	量	単位	金額
木質製品	727,786,369	gross kg	1,219,985
紙・紙製品・板紙	89,898,103	net kg	114,880
パルプ・古紙	142,200,282	net kg	111,518
製材	249,005	m ³	94,485
木製・ラタン家具	19,348,489	gross kg	81,156
合板及び合板ベニヤパネル	25,830	m ³	54,466
木炭	37,079,277	net kg	21,707
非木材製品	m	-	16,517
繊維板	2,068,460	net kg	11,753
さねはぎ加工材等	1,374,775	gross kg	7,810
パーティクルボード	535,395	gross kg	3,178
非木材林産物	761,557	net kg	1,265
ベニヤその他加工木材	1,086	m ³	556
木材チップ及び小片	4,939,493	gross kg	343
廃材	704,489	net kg	139
圧縮木材及び再生木材	21,915	m ³	121
丸太	11	net kg	14
単一加工木材	20	gross kg	a
森林関連製品輸出货量合計			1,739,893

フィリピンの輸出総額	62,874,635
輸出総額に占める林産物輸出額の割合(%) (金額ベース)	2.77

a - 1,000 米ドル未満

m - 様々な測定単位が採用されている。

出典: フィリピン統計局

表 9. 木材一次製品の輸出状況(1997～2017 年)

年	材木		合板 *1		ベニヤ *2	
	量	金額	量	金額	量	金額
2017	249	94,485	26	54,466	1	556
2016	189	25,931	a	418	a	242
2015	267	37,346	a	401	1	808
2014	310	69,42	2	1,819	4	3,269
2013	240	74,132	4	3,773	3	3,078
2012	392	28,046	13	10,986	32	13,475
2011	405	24,377	40	24,336	15	1,347
2010	377	10,587	24	14,963	3	2,057
2009	293	9,629	33	21,921	4	1,301
2008	215	11,602	39	19,237	4	2,003
2007	208	14,342	37	14,81	6	3,57
2006	184	13,198	20	9,619	6	4,019
2005	130	8,487		7,734	6	3,596
2004	125	9,737	42	15,466	7	3,225
2003	119	12,12	10	3,287	4	2,382
2002	91	10,267	7	3,029	6	3,089
2001	105	15,959	a	200	3	1,547
2000	120	20,457	2	2,056	5	2,962
1999	69	8,739	a	343	5	2,89
1998	41	5,543	a	80	32	11,748
1997	141	21,852	a	17	31	14,385

a - 1,000 立方メートル未満

*1 - 薄い板のみで構成された合板(1998～2005 年)

*2 - 合板生産用のベニヤシートとコアストック(1998～2007 年)

出典: フィリピン統計局

表 10. フィリピンから輸出された森林由来品目の主な輸入国(2017 年)

(単位:百万米ドル;FOB 価格)

品目	日本	米国	中国	英国	オランダ
製材	69.2		24.5		
合板	53.2				
木質製品	1196.1	9.3		0.7	0.7
木製・ラタン家具	23.9	36.1	1.3	1.8	1.5
非木材林産物		13.2		0.1	0.1
紙・板紙		18.4	7.2	0.6	0.3
パルプ・古紙	15.6	10.9	4.7	29.1	20.7
木炭			4.0		
その他	49.6	0.7	1.1	0.0	0.1
合計	1407.5	88.6	42.8	32.3	23.4

出典:フィリピン統計局

2. 関連政府機関の概説

2.1 法的権限

フィリピンの森林・木材関連部門を管轄・管理する主な機関・当局を表 13 にまとめた。

現地レベルのあらゆる監視・管理は、DENR の職員、通常はコミュニティ環境天然資源官 (Community Environment and Natural Resources Officers/CENROs) が担当する。現在フィリピン国内には 173 人の CENROs が配置されており、公有林地内の利用権取得を希望する個人・企業にとって、CENROs が最初の接点となる。CENROs は、あらゆる申請を受領し、現地調査を行い、要請の承認・却下に関する決定または勧告を行う。CENROs はさらに、管理計画 (例: 5 カ年作業計画、年次運用計画、成果報告) の精査、伐採の対象となる植林地の調査、伐採予定のインベントリーと量の検証、私有植林地所有者への認証付与なども担当している。

丸太・製材の輸送時には、輸送する量と詳細を CENROs が点検・確認する。また CENROs は、木材加工工場許可証の申請を受領し、必要な決定レベルに従って、より上級の DENR 職員に承認または却下の勧告を行う。

DENR は、搬入される木材を監視・検証する「工場内計測者」を全ての木材加工工場に配置している。木材の搬入・移動を記録するために、木材加工工場の受入エリアには CCTV カメラの設置が義務付けられており、木材の搬入・搬出に関する日報、週報、月報または四半期報告書の記入及び DENR への提出も義務付けられている (報告頻度は工場の種類によって異なる)。

労働慣行並びに労働者の健康・安全に関する問題は、労働雇用省 (Department of Labor and Employment/DOLE) が監督し、同省には製造工場その他事業者を無作為に点検する権限が与えられている。さらに DOLE には、従業員記録を点検し、支払い・手当の慣

行を検証し、労働条件を調査する権限も与えられており、フィリピン労働法に違反した場合は罰金または営業停止処分を受けることがある。

表 11. 木材及び木材製品の伐採、加工、流通及び取引の管轄機関・当局

機関名	役割及び責務
環境天然資源省 (DENR)	- 国の環境及び天然資源(公有地内の森林・放牧地、保護区、流域地区を含む)の保全・管理・開発・適切な利用を所管する主務官庁。 - 全国に展開する事務所のネットワークを通じ、木材の伐採・輸送・利用など天然資源のあらゆる利用を認可・規制する。 - 国・地方・州・コミュニティレベルでそれぞれ相応する権限・役割を有する職員及び事務所を維持する。
環境天然資源省森林管理局 (Forest Management Bureau/FMB)	- 林地及び流域を効果的に保護・開発・保全するために、DENR の本部及び現地事務所に技術指導を提供する - 持続可能な森林管理を実施するための政策及びプログラムを提言する。
環境天然資源省生物多様性管理局 (Biodiversity Management Bureau/BMB)	- 国家統合保護地域制度(国立公園、保護区を含む)を構築・管理するための政策・指針・規則・規制を提言する。 - 生物多様性の保全を目的とした政策・指針・規制を提言する。 - 絶滅のおそれのあるフィリピンの動植物リストを作成・保持し、それらの保全計画を策定する。 ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora/CITES) の指定権限機関(全ての CITES リスト掲載種の輸出に関する CITES 許可書の発行を含む)。
環境天然資源省環境管理局 (Environmental Management Bureau/EMB)	- 国の環境影響評価プロセスの監督を所管する。 - 木材加工工場の操業に必要な環境クリアランス証明書 (Environmental Clearance Certificates) の申請を審査し、承認または却下する。
環境天然資源省国土地理・資源情報庁 (National Mapping and Resource Information Authority/NAMRIA)	地図作成サービスを提供し、天然資源データ(地図、図表、文書、統計)の中央マッピング局、保管施設、配信機関としての役割を果たす。
環境天然資源省地方事務所 (Regional Environment and Natural Resources Offices)	DENR は 16 の地方事務所を持っており、それらの事務所は、許認可の直接発行、地方自治体や州環境天然資源官 (Provincial Environment and Natural Resources Officers /PENROs) の監督下で CENROs が発行した許認可の審査を行うなどの重要な役割を果たしている。
環境天然資源省州事務所 (Provincial Environment and Natural Resources Offices/PENROs)	- 天然資源管理を州レベルで監督する。 - CENROs を評価・監督する。
環境天然資源省コミュニティ事務所 (Community Environment and Natural Resources Office/CENROs)	地方政府(州、独立市、市・町、バランガイ)と連携しながら、関連する環境天然資源省州事務所長の監督下で、地方自治体レベル(通常 4~10 の町を担当)の職務に就いている。CENROs は PENROs の直属にあり、DENR(本部、DENR 地方事務所及び DENR 州事務所)の指導を受けるが、現地の市町村長とも連携する。

機関名	役割及び責務
	▪ CENROs はフィリピンの林業のほぼ全ての側面において現地レベルで主要な役割を果たしている。 ▪ フィリピン国内に 173 の CENROs が配置されている。
国家先住民族委員会 (National Commission on Indigenous Peoples/NCIP)	▪ フィリピン先住民族の権利保護を所管する。1997 年制定の先住民族権利法 (Indigenous Peoples' Rights Act/IPRA) に即した先住民族の先祖伝来領域の公式認定の取得支援を含む。 ▪ 先祖伝来領域権原証明書及び先祖伝来地権原証明書を発行する。 ▪ 先祖伝来領域請求の審査及び同権原発行を待つ先祖伝来領域請求 (先祖伝来領域請求権証明書) を登録する。
貿易産業省 (Department of Trade and Industry/DTI)	▪ 貿易産業政策の策定を所管する。 ▪ 競争力及びビジネス環境の向上に努める。貿易及び投資を促進する。 ▪ 輸出申告書を発行する。 ▪ フィリピン貿易投資センターを世界中 28 カ所 (大阪、東京を含む) に展開している。
農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture/BPI)	▪ 植物製品の輸出に関する植物検疫証明書を発行する。 ▪ 植物原料及び製品の輸入に関する衛生・植物検疫輸入許可書を発行する。
証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission /SEC)	▪ フィリピンの資本市場を育成及び規制し、民間企業が事業を行うために必要な登録を行う。 ▪ 優れた企業統治を推進する。 ▪ 金融商品・資源へのアクセスを促進する。
土地登記局 (Land Registration Authority/LRA) (法務省 Department of Justice) の下部組織	▪ 登記命令及び権原証書を発行し、文書、土地権利証その他土地取引を登録し、土地所有権の記録を提供する。 ▪ 権原譲渡証書を発行する。 ▪ 登記済みの土地の取引に関する権原の時系列記録または取引記録を保持する。
財務省関税局 (Bureau of Customs, Department of Finance/BoC)	▪ 貿易の規制・促進を所管する。 ▪ 輸入税を課税・徴収する。 ▪ 違法取引その他税関詐欺対策を講じる。 ▪ 通関管理システムを運用する。 ▪ 輸入業者及び輸出業者を登録する。
労働雇用省 (Department of Labor and Employment/DOLE)	労働及び雇用に関する政策策定・計画立案・調整・行政を担う主要機関。 労働法及び労働安全衛生規制の執行を所管する。
科学技術省 (Department of Science and Technology/DOST)	DOST 傘下の林産物開発研究所 (Forest Products Research and Development Institute/FPRDI) は、森林セクターにおける新製品・技術の開発を所管する。 DOST 傘下のフィリピン農水産天然資源研究開発センター (Philippine Council for Agriculture, Aquatic and Natural Resources Research and Development/PCAARRD) は、技術開発 (林業を含む) に関連する政策及びプログラム、並びに技術の普及・導入の支援を所管する。
地方自治体	▪ フィリピンは、州、市・町、パラングイの 3 つの地方行政単位に分かれている (イスラム教徒ミンダナオ自治地方、コルディエラ行政地域を除く)。 ▪ 2017 年 3 月 31 日現在、フィリピンには 1,489 の町がある。 ▪ 木材加工・取引など現地の事業活動を登録する (例: 営業許可証)。 ▪ CENROs と連携する。

	現地の環境・天然資源問題に対処するために町環境天然資源官 (Municipal Environment and Natural Resources Officers/MENROs)を雇用する権限がある。MENROs は通常、現地レベルで CENROs と緊密に連携する。
--	---

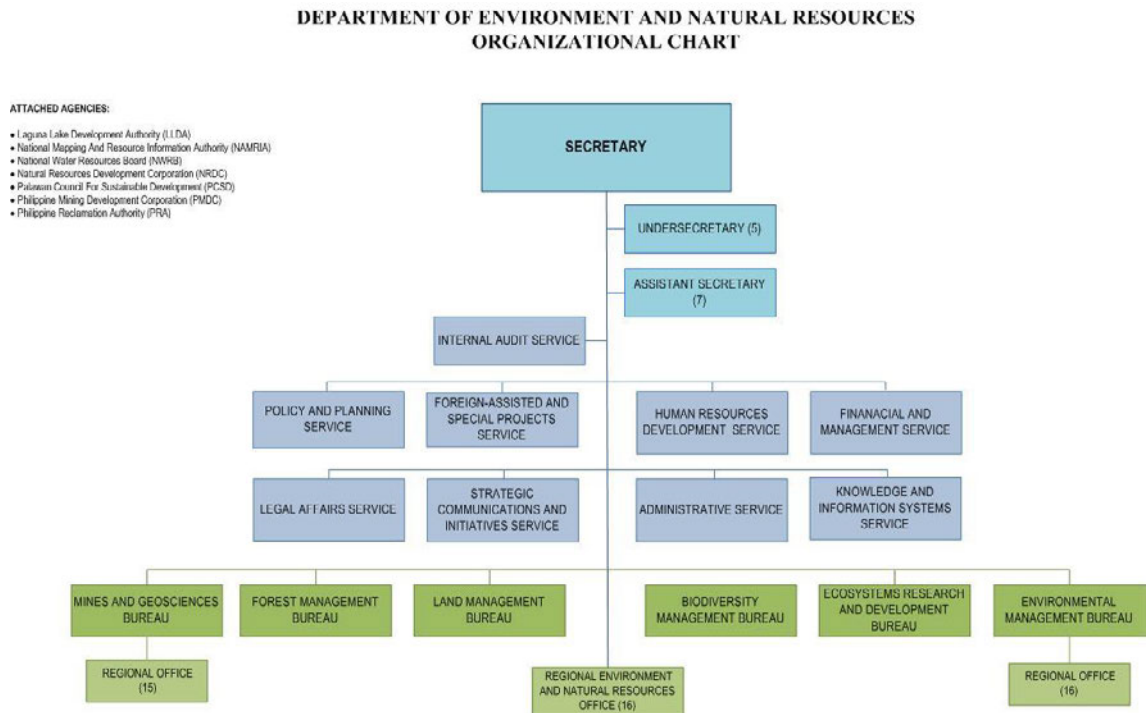


図7 環境天然資源省組織図

出展: <http://www.denr.gov.ph/about-us/organizational-structure>

3. 森林資源の収穫に関する法律

3.1. 森林資源の収穫に関する法規制

表 12 は、森林・資源保有権、森林管理、木材伐採等に関する主な法規制のリストである（該当する主なサイトの HTML リンクを記載している）。

表 12. 森林へのアクセス、森林管理、及び各種許認可の発行に関する法規制

法規制の名称	年(公布年 及び最終 改正年)	詳細
大統領令 (Presidential Decree /PD) 705 号、「フィリピン 改正森林法」 として知られる	■ 1975	フィリピンの森林基本法に相当し、行政、管理方針、木材伐採、森林利用、木材加工、森林保護、森林再生、手数料等について定めている。 https://www.lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_705_1975.html
行政命令 (Executive Order/E.O.) 23 号	■ 2011	フィリピン国内の全ての天然林及び残存林における木材伐採の一時停止(モトリアム)を宣言し、違法伐採対策タスクフォース結成した。 https://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/executive_order_no_23_692.pdf
行政命令 263 号	■ 1995	国の林地資源の持続可能な開発を確保するために、コミュニティを基盤とする森林管理を国家戦略として採用し、実施のためのメカニズムを規定した。 https://www.lawphil.net/executive/execord/eo1995/eo_263_1995.html
DENR 省 令 (Administrative Order) 2004-29 号	■ 2004	行政命令 263 号の施行を目的に改正された規則・規制。「コミュニティ林管理(CBFM)戦略」として知られる: - 過去の住民指向型森林管理アプローチが全て統合されている。 - 国の森林管理の主な戦略である CBFM について詳述している。 - CBFM に参加する住民組織の資格、並びに CBFM 協定の指定手続き(申請要件、保有便益、ガバナンス、森林管理実践を含む)を定めている。 http://policy.denr.gov.ph/dao2004/dao2004-29.pdf
DENR 省 令 2004-30 号	■ 2004	社会産業林管理プログラムの下で小区画の劣化林地において植林を行うことを目的に、個人及び団体が森林保有権を取得するための要件・資格・手続きについて説明し、木材伐採規定を含む権利と義務を詳述している。1~20 ヘクタールの林地は個人または単一世帯に、20~500 ヘクタールの森林は協会、パートナーシップ、協同組合に配分される。保有期間は 25 年で更新可能。 http://policy.denr.gov.ph/dao2004/dao2004-30.pdf
DENR 省 令 1999-53 号	■ 1999	包括的森林管理プログラムに関する規則・規制: 500 ヘクタール未満の林地を対象に、包括的森林管理協定(IFMAs)を結ぶために必要な資格及び条件について詳述している。無効または失効した木材伐採権協定(TLAs)(かつての木材コンセッション)を IFMAs に転換させることも含まれる。 - IFMA 保持者の利益と義務について概説している。 - IFMA に基づいてリースされた土地における管理・伐採・植林等に関する実践と規則を明確化している。 http://policy.denr.gov.ph/1999/fordao99-53.pdf
DENR 省 令 1998-45 号	■ 1998	CBFM 区域内における管理(スチュワードシップ)契約証書の発行及び譲渡に関する指針: 最大 10 ヘクタールの林地を対象に、資格のある森林占有者に対して管理契約証書(CSCs)保有権(期間は 25 年で更新可能)を付与するための諸条件を明確化している。

法規制の名称	年(公布年 及び最終 改正年)	詳細
		- 付与された土地を売却または譲渡できる条件を概説している。 - 森林居住者の保有権を認めた国内初の証書の1つ。 http://policy.denr.gov.ph/1998/dao98-45.pdf
DENR 通 達 (Memorandum Circular) 1999- 20 号	■ 1999	重要な「私有地または納税申告された譲渡可能地内にある私有植林地から得られた木材副産物の登録・伐採・輸送・販売に関する補足指針」について規定している。私有地で造成された植林地の登録について概説し、伐採・輸送・販売手続きを簡素化している。 http://policy.denr.gov.ph/1999/formo99-20.pdf
共和国令 (Republic Act) 7586 号「1992 年 国家統合保護 地域制度法」 (National Integrated Protected Areas System Act)	■ 1992	国家統合保護地域制度の構築・管理(国立公園、厳正自然保護区、国定記念物その他保護区を含む)について定めている。 http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/phi19796.pdf
共和国令 9147 号「野生生物資 源保全保護法」 (Wildlife Resources Conservation and Protection Act)	■ 2001	国の野生生物資源(絶滅危惧動植物を含む)に法的保護を与え、その管理について概説している。野生生物種の採集・取引について規定し、DENR 保護地域・野生生物局(現在の生物多様性管理局)を CITES に記載された種の取引を管轄する管理機関に指定している。 https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2001/ra_9147_2001.html
共和国令 8371 号「1997 年先住 民族 権 利 法」 (Indigenous Peoples' Rights Act: IPRA)	■ 1997	先住民族文化社会と先住民の権利を承認・保護・促進している: - 先祖伝来領域に対する先住民族文化社会と先住民の権利を承認し、先祖伝来領域の所有・範囲の決定に際して財産権及び財産関係に関する慣習法を適用できることを認めている。 - 先祖伝来領域請求権／権原証明書の発行について規定している。 - 先祖伝来領域・伝来地に影響を与えるあらゆる取り組み及び計画に対して、FPIC の取得を義務付けている。 - 先住民族が先祖伝来領域内の天然資源を管理・利用する権利を認識している。 - 先住民族文化社会及び先住民の権利を支援するために国家先住民族委員会を設立している。 http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/phi13930.pdf
共和国令 9175 号「2002 年チェ ーンソー法」 (Chainsaw Act)	■ 2002	- チェーンソーの所有・占有・売却・輸入・利用を規制している。 - チェーンソーの所有者及び占有者に有効な許可書の取得を義務付けている。 https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2002/ra_9175_2002.html
大統領令 (Presidential Decree/PD) 442 号「フィリピン労 働 法」(Labor	■ 1974 ■ 複 数 回 にわたっ て様々 なセクシ	労働者及び雇用者の権利義務、労働条件、労働安全衛生、福利厚生、保護等に関するフィリピン労働基本法。これまでに PD 442 の様々なセクションが改正されており、DOLE は最近、更新及び修正された全ての条項を編纂・公表している(DOLE ウェブサイト参照)。 https://www.dole.gov.ph/

法規制の名称	年（公布年 及び最終 改正年）	詳細
Code of the Philippines)	ヨンが改 正	

3.2. 森林に対する法的権利

3.2.1. 公有地・林地

フィリピンでは、国家が「林地（forestland）」として知られる「公有地」の全ての土地（総面積 1,580 万ヘクタール）を所有している。「林地」として維持する必要が無いとの決定が下された土地は「譲渡可能地（alienable and disposable lands）」に分類され、大部分は私有されている。公有地の管理者である政府は、各種法令の規定に適合する林地について、様々な保有証書や協定書を発行し、林地の保有権や伐採等の利用権を付与している。DENR が発行するそれらの保有証書が対象としている面積は、現在合計 280 万ヘクタールに達している。また 550 万ヘクタールの土地の権原が先住民族文化コミュニティ（indigenous cultural communities/ICCs）及び先住民（Indigenous Peoples/IPs）に付与されているが、様々な保有証書があり、先祖伝来領域として権原付与されている土地の一部と重複しているため、混乱や争いの原因となっているケースもある（Gillian Dunuan、2018 年聞き取り調査）。また現実には、公有地を占有・利用する法的権限を与えられていない「不法占拠者」によって多くの公有地が占有されている。

また、フィリピン政府は、現地コミュニティや先住民の権利の承認・行使および、あらゆるステークホルダーが天然資源管理に関する計画立案及び意思決定に参加・関与することを推進している。フィリピンでは NGO や住民組織（Peoples Organizations/PO）に積極的に関わる人が多いため、ほとんどの意思決定プロセスにおいて、影響を受ける現地ステークホルダーの意見が反映されている。

1990 年代以前のフィリピンでは、森林利用権は主に木材伐採権協定（Timber License Agreements/TLAs）に基づいて配分され、数十万ヘクタールの天然林の木材伐採権が商業伐採企業に付与されていた。1975 年頃に森林政策の改革が始まり、PD 705 号（現在もフィリピンの森林基本法として存続）により、区分された林地に居住し高地で移動耕作に従事している人が数百万人いることを認識し、1975 年以前から森林に居住している者を不法占拠者として起訴することを中止した。1982 年、フィリピン政府は統合型社会林業プログラム（Integrated Social Forestry Program/ISFP）を開始し、森林占有者に 25 年間の保有権（更新可能）を保証する管理契約証書（Certificates of Stewardship Contracts/CSCs）を付与した（Pulhin, et al., 2008）。1986 年にマルコス政権が失脚すると急速な民主化への道が開かれ、森林政策における社会的公正の向上につながった。1989 年には DENR 省令 123 号が発令され、コミュニティ林業プログラム（Community Forestry Program/CFP）が策定された。それによって、高地の農家に森林資源への合法的なアクセス（配分された土地の天然林から木材を伐採する権利を含む）が提供された。1995 年、当時のラモス大統領は行政命令 263 号を発令し、CBFM プログラムを持続可能な森林管理における国家戦略に位置付ける画期的な政策を打ち出した。同プロ

グラムの下で、様々な証書（大半は CBFMAs）に基づき現地コミュニティに 25 年間の保有権（更新可能）が付与された。

一方 TLA コンセSSION制度は段階的に廃止されていった。現存する TLAs は 2 つのみで（対象面積は 119,560 ヘクタール）、いずれのケースも天然林の伐採一時停止措置（E.O. 23）によって伐採作業が中止されている。また一部の既存または無効の TLAs は包括的森林管理協定（IFMAs）へ転換されていった。

1995 年には、先住民（IPs）の先祖伝来領域（Ancestral domain）に対する請求も認められ、記録された。1997 年には、先住民に関する世界で最も進歩的な法律の 1 つである、先住民族権利法（Indigenous Peoples' Rights Act / IPRA）が制定された。IPRA は、先住民族文化コミュニティ及び先住民が、先祖伝来領域の所有権を主張することについて規定している。先祖伝来領域（有史以前から居住してきたことが証明された土地）とは、資格のある先住民族文化コミュニティ（indigenous cultural community / ICC）または先住民に交付された先祖伝来領域権原証明書（Certificates of Ancestral Domain Title / CADT）または先祖伝来地権原証明書（Certificates of Ancestral Land Title / CALT）に基づき私有が法的に認められた土地を指し、先住民族文化コミュニティまたは先住民は、IPRA の下で、指定された先祖伝来地の範囲内において土地と資源を管理・利用する権利を有する。その他の権利・保護として、先住民族文化コミュニティと先住民には、十分な情報と理解に基づき、先祖伝来領域に影響を与えるあらゆるプロジェクト（公共・民間を問わず）の策定及び実施に参加する権利も保証されている（＝十分な情報に基づく事前の自発的同意：Free, Prior and Informed Consent/FPIC）。また国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples/NCIP）には、IPRA に基づいて先住民族文化コミュニティ及び先住民の権利を確保及び保護するための幅広い権能が与えられている。

上記以外の林地は、多数の異なる保有権配分の取り決めによって、個人・世帯、コミュニティ、協会その他の組織に配分された。ほとんどの場合、様々な保有証書や規制に基づいて林地を配分するには、現地住民が土地の境界確定・指定・管理に積極的に関与することが不可欠である。林地保有権に関する主な取り決めを以下にまとめた。

3.2.1.1. コミュニティ林管理協定（CBFMAs）

コミュニティ林管理協定（Community-Based Forest Management Agreement / CBFMA）とは、政府と住民組織（PO）が代表する現地コミュニティとの間で交わされる合意であり、POs には現地住民を代表し合法的保有権保持者としての役割を果たすことが求められる。現地コミュニティは、定められた権利と義務を有する森林管理者として活動する。保有期間は 25 年で、さらに 25 年間更新することができる。2017 年現在、フィリピンには正式な CBFMAs が 1,884 件あり、対象面積は合計 1,615,598 ヘクタール（全林地の約 10%）に及ぶ。また約 20 万世帯が CBFMAs の下で森林管理に従事していると公式登録されている（DENR 省令 2004-29：E.O. 263 の施行に関する改正規則・規制及びコミュニティ林管理戦略）。しかし現実には、CBFMAs を保有しているが、ガバナンスの弱さや森林利用に関する不安定な政策（例：天然林からの木材伐採に対する現行規制）が阻害要因となり、活動していない POs も存在する。

3.2.1.2. 包括的森林管理協定（IFMAs）

包括的森林管理協定（Integrated Forest Management Agreements / IFMAs）は、林地管理の資格を有する個人・主体が、産業林の造成のために、一定の賃料を対価として、DENR と交わす協定である。2017 年現在、フィリピンには 102 件の有効な IFMAs があり、対象面積は 727,983 ヘクタール（全林地の約 5%）に及ぶ。かつての TLAs 地域をカバーしている IFMAs が多くあり、それらの地域は TLAs が失効または無効になった後に IFMAs に切り替わった。IFMAs に関連する所有権は他の主体に譲渡・移転できるが、そのためには DENR 大臣の承認が不可欠である（DENR 省令 1999-53：包括的森林管理プログラムに関する規制）。

IFMA 保持者には、協定を正式なものにする条件の 1 つとして、環境適合認証書（Environmental Compliance Certificate）の取得が義務付けられている。同認証書は DENR が発行し、特定の地域で提案されているプロジェクトまたは事業が、環境影響評価（Environmental Impact Assessment/EIA）または初期環境調査（Initial Environment Evaluation/IEE）の結果、許容できない影響をもたらすことはないと評価されたこと、並びに提案者が（必要に応じて）環境影響評価書（environmental impact statement/EIS）制度の要件を満たしていることを証明する文書である。

IFMAs の指定に関する DENR 省令 1999-53 規則は、対象地域の境界確定及び実施予定の管理活動について、当該の森林に依存して生活しているコミュニティと協議を行うことを明確に義務付けている。先住民族文化社会または先住民が先祖伝来領域・土地請求権に基づいて請求している土地、或いは ISFP、CFP などの住民指向型林業プログラムに基づいて DENR が交付した他の保有証書の対象土地は、当該土地保有者による FPIC が無い限り、IFMAs に含まれることは無い。また、プロジェクトや開発活動が与える社会経済的、政治的、文化的影響に関しては、高地のコミュニティ及び IFMA 地域内の先住民から FPIC を得ることも義務付けられている。

3.2.1.3. 社会産業林管理協定（SIFMAs）

社会産業林管理協定（Socialized Industrial Forest Management Agreements/SIFMAs）は、DENR と一般世帯（1～20 ヘクタール）または協会・パートナーシップ・協同組合（20～500 ヘクタール）が、持続可能な開発の原則に則り、小区画の林地を開発・利用・管理する権利について規定する協定である。2017 年現在、フィリピンには 1,511 件の SIFMAs があり、対象面積は 32,005 ヘクタール（全林地の約 2%）に及ぶ（DENR 省令 1996-24：社会産業林管理プログラムに関する規則・規制）。

上記以外にも、植林借地契約（Tree Farm Lease Agreements/TFLAs）やアグロフォレストリー借地契約（Agroforestry Farm Lease Agreements/AFFLAs）など、林地の利用について DENR が発行している保有証書や協定・契約が数多くあるが、これらの協定・契約がカバーしている総面積は比較的小さい。

3.2.1.4. 先祖伝来領域

1997 年 IPRA の公布により、先住民の「先祖伝来領域」が合法的に認定された。先祖伝来領域は IPRA によって法律上「私有地」と認定され、同認定地内の全ての天然資源の

所有権と利用権も認められた。これまで IPRA の規定の下で約 550 万ヘクタールの土地が先祖伝来領域と認定されてきた。慣習的管理に基づいて森林資源を管理することが明確に認められ、DENR は、関連する伝統的かつ持続可能な土着の天然資源管理慣行を記録する取り組みを行っている。先住民は、IPRA に基づいて CADT または CALT を申請することができる。前者は一般的により広い地域が対象で、証明書はコミュニティに対して交付される。後者は一般的に小規模な地域が対象で、証明書は個人や世帯に交付される。CADTs と CALTs は、土地と資源の永代所有権を証明している。先住民はまた、先祖伝来領域に対する請求権を証明する先祖伝来領域請求権証明書（Certificate of Ancestral Domain Claim/CADC）を先に申請した上で、権原の請求審査や審査後の権原付与を待つこともできる。IPRA は、所有権が付与された先住民族文化コミュニティの外部に先祖伝来領域／伝来地を売却することを禁じている。実質的には、国が原則的に保有している譲渡権を除き、先祖伝来領域・伝来地と定められた土地を利用・管理し、他者を排除する権利は、正当な所有者と特定された先住民に付与される。しかし、一部の先祖伝来領域には不確実性という大きな課題がある。原因は、IPRA の条項に「IPRA 制定以前に存在していた先祖伝来領域内の財産権と利用権は認識及び尊重されなければならない」と規定されていることにある。先祖伝来領域と主張されている多くの地域で、IPRA 以前にそのような財産権及び利用権（例：IFMAs）が付与されているため、権利の確定ができず、CADTs 及び CALTs の交付や IFMAs の更新に遅れが出ている（Gillian Dunuan、2018 年聞き取り調査）。先祖伝来領域の権原が認められている先住民と先住民族文化社会であっても、森林に関する国の法規制には従わなければならない。従って先住民と先住民族文化コミュニティは、自己利用のためであれば天然林から木材を伐採できるが、それらの木材を商業的に販売することは認められていない。ただし同じ境界内の私有植林地については木材を伐採・販売することができる。

3.2.2. 私有地

2011 年以前、様々な森林保有契約の保持者は、所定の条件や管理計画に従って天然林から木材を伐採することができた。しかし、違法伐採や持続不可能な森林伐採への懸念が高まり、フィリピン政府は 2011 年に E.O.23 を発令し、全ての天然林及び残存林の木材伐採一時停止措置（モラトリアム）を課した。天然林での木材伐採は現在も規制されており、専門家の大半は近い将来規制が解除されることは無いと考えている。

そのため 2011 年以降、フィリピンでは人工林から伐採された木材のみが合法木材となっている（ごくまれな特例として、認可されたインフラ及び開発プロジェクトのための伐採は認められている）。CBFMAs、IFMAs、SIFMAs その他様々な保有契約の対象となっている林地内には小規模の植林地があり、これら植林地では合法的に伐採できるが、国産合法木材の大半（80%以上）は私有地に造成された植林地で生産されている（DENR, 2016）。

現在拡大しつつある私有地の植林地は、DENR が発行している保有契約の対象ではなく、土地登記局（Land Registration Authority/LRA）の権原付与・登記慣行によって管理されている。譲渡可能地の合法的所有権を持つ個人や企業は、商業植林地を造成するよう奨励されており、私有植林地から伐採した木材を販売する意図がある植林地保有者は、地方自治体の監督下にある現地の CENROs から植林地所有証明書（Certificate of Tree Plantation Ownership/CTPO）（以前の名称は私有植林地所有証明書（Private Tree

Plantation Ownership Certificate/PTPOC)) を取得し、植林地を登記するよう求められている。登記をすれば、植林地木材の伐採・輸送・販売が可能になる。植林地の登記には、土地所有権の証拠、申請者が植林地の正当な所有者であることを示す、バランガイ首長（村長）から取得した証明書、及び植林地の写真が必要である。

表 13. 森林の保有権、利用権の種類と、木材の管理・伐採・輸送許可に関する書類

保有権・利用権		木材の管理・伐採・輸送許可に関する書類	
公有地・林地[1,580 万 ha]			
うち権利が付与された面積: 280 万 ha			
うち ICCs 及び IPs に権原が付与された面積: 550 万 ha			
コミュニティ林管理協定 (CBFMAs) [1,615,598 ha]		(1) 25 年包括的資源管理フレームワーク (DENR が承認) 5 年作業計画 (DENR または CENRO が承認?) (2) 統合型社会林業プログラム (ISFP) によって付与された CSCs 農地計画 木材原産地証明書 (Certificate of Timber Origin /CTO) (CENRO が発行)	
包括的森林管理協定 (IFMAs) [961,510 ha]		初期環境調査 (DENR が承認) 25 年包括的資源管理計画 (DENR が承認) 環境適合認証書 (DENR が発行) 木材原産地証明書 (CTO) (CENRO が発行)	
社会産業林管理協定 (SIFMAs) [32,219 ha]		年次計画 (DENR が承認?) あらゆる植林木を自由に伐採する許可 伐採許可証 (CENRO が発行) 木材原産地証明書 (CTO) (CENRO が発行)	
植林借地契約 (TFLAs)			
アグロフォレストリー借地契約 (AFFLAs)			
木材伐採権協定 (TLAs) [119,560 ha]			
Special Cutting Permit		インフラにともなう伐採	
譲渡可能地			
私有地		(1) 植林地所有証明書 (CTPO) (CENRO が登録) - 土地登記局 (LRA) による権原付与及び登記 - 植林地木材の伐採・輸送には CTPO と自己モニタリングフォーム (SMF) (CENRO が承認)、輸送契約書のみが必要。 (2) CTPO が無い私有地 伐採許可証及び輸送確認証明書 (CV) (CENRO が発行) が必要。 (3) 私有地の自然木伐採に関する私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit/PLTP) (高品質種を除く) (4) インドカリン (<i>Pterocarpus indicus</i>) やベンゲット松 (<i>Pinus keyisia</i>) などの植栽または自然植生の高品質硬材に関する特別私有地木材許可証 (Special Private Land Timber Permit/SPLTP)	

3.3. 木材供給源の種類、管理・伐採計画及び許可証

E.O.23 の発令によって、実質的にフィリピンで合法木材となるのは、植林地から伐採された木材、並びにアグロフォレストリーと農地での植林木のみである。植林地での植栽には様々な環境規則が適用され、例えば、傾斜 50%以上の斜面と標高約 1,000 メートル以上の高地、並びに河川岸から 20 メートル以内の緩衝帯での木材伐採を禁じている。また国立公園や保護区内での木材伐採も全面的に禁止されている。

CBFMAs、CSCs、IFMAs 及び SIFMAs 対象地域内及び私有地からの木材伐採は認められているが、調達できるのは植林木のみである（まれな例外として、認可されたインフラプロジェクトや鉱業・エネルギー開発プログラム、IFMAs 対象地内での植林を目的に認可された敷地造成のための伐採は認められている）。木材伐採規則の順守監視を主に所管するのは現地地の CENROs で、CENROs は伐採作業中及び作業後に公有地の CBFMAs、IFMAs その他対象地域を検査し、違反があった場合は（必要に応じて）PENRO 及び DENR 地方事務所に報告する。

フィリピンでは、森林資源に関連した利益分配は一般的に現地住民に有利な取り決めになっている。ほとんどのケースで、現地コミュニティ、協会及び個人世帯は森林税が免除される（特に人工林からの木材伐採）。

違法木材伐採の監視・対策は DENR が主に所管する。様々な保有証書の対象となっている公有地内での伐採に関しては、DENR 職員（通常は CENRO またはそのスタッフ）が、伐採予定または伐採されたばかりの地域を定期的に訪れて調査する。同調査では、認可された伐採地以外で伐採された可能性がないかどうか、環境価値などに関連した伐採規則違反が行われていないかどうかという点に注意が払われる。TLAs 時代の古いフォームが今でも用いられているケースもあるが、伐採に関する違反は比較的まれである。

伐採に関する特定の法的要件を保有協定ごとに以下にまとめた。

3.3.1. 公有地・林地

保有証書（例：IFMAs、CBFMAs、SIFMAs）の対象となる公有林地の全ての土地において、政府または現在の保有権保持者以外の主体が植林した場合、総収入の 30%は政府に支払われ、70%は植林木伐採時の保有権保持者に支払われる。一方、現在の保有権保持者が植林及び育成した場合は、同保有権保持者が収入の 100%を取得する。

3.3.1.1. コミュニティ林管理協定（CBFMA）

CBFM 対象地では、承認済みの 25 カ年包括的資源管理フレームワークを構築することが求められ、同フレームワークには以下が義務付けられている：地元コミュニティとの協議、土地の境界確定と調査、木のマーキング、DENR（コミュニティ、州、地方レベル）、住民組織メンバー、地方行政単位その他ステークホルダーによる検証・承認。伐採は当該地域の承認済み 5 カ年作業計画に記された指示に従って行い、伐採予定の樹木の全木調査を行って CENRO に報告しなければならない。5 カ年作業計画の策定・承認は通常 2 カ月ほどかかり、費用は数百（場合によっては数千）米ドルになる（Pulhin and Ramiriz, 2016; Gritten, et al., 2013）。植林地から伐採した木材に森林税はかからない。伐採した樹木がコミュニティへの CBFMA 保有証書交付前に植えられていた場合、その販売によって得られた収入の 70%はコミュニティに、30%は政府に配分さ

れる。コミュニティ自身が植えた木を伐採した場合は、全収入がコミュニティのものになる。

管理契約証書 (CSC)

ISFP によって付与された CSC 保持者は、管理計画策定を目的とした簡単な年次計画を策定する必要がある。CSC 対象地での植林木伐採の際に従うべき手続き及び規則は、CBFM 対象地に適用されるものと似ている。例外は、5 カ年作業計画ではなく、個別の「農地計画」を指示書にしている点である。伐採する樹木の全木調査が義務付けられており、植林地から伐採した木材には森林税がかからない。現在ではほとんどの CSCs が CBFMAs に組み込まれている。

3.3.1.2. 包括的森林管理協定 (IFMA)

IFMA 保持者は、対象地域の初期環境調査（同調査後に環境適合認証書の承認が必要）を実施し、25 カ年包括的資源管理計画を作成した後、担当の DENR 職員から同計画への承認を得なければならない。5 カ年作業計画及び年次運用計画は、特定の作業（伐採を含む）に関する指示書となる。現在（E.O. 23 の発令以降）認められているのは植林木の伐採のみで、実施した主な管理活動に関する年次成果報告書を毎年 DENR に提出することが義務付けられている。植林地では承認された計画に従って伐採することができるが、例外として、傾斜 50%以上の斜面と標高約 1,000 メートル以上の高地、並びに河川岸から 20 メートル以内の緩衝帯での伐採は禁止されている。全木調査が義務付けられており、植林地から伐採した木材には森林税がかからない。

IFMA の契約条件は契約時に行われた DENR との個別の交渉によって異なるが、IFMA でも植林地から伐採した木材に対する森林税は免除される。

天然林での木材伐採が禁止されているため、現状では多くの IFMA は活動していないか、最低限の森林管理活動しか行っていない。IFMA 管理者からは、指定地内の森林資源保護に多大なコストがかかり続けているにもかかわらず、ほとんど収入を得ることができないと不満の声が上がっている。

3.3.1.3. 社会産業林管理協定 (SIFMA)

SIFMA 保持者は、管理を目的とした簡単な年次計画を策定する必要がある。あらゆる植林木を自由に伐採することが認められているが、環境保護のために必要な場所（例：傾斜 50%以上の斜面や河川岸）は除外される。伐採予定の木の全木調査が義務付けられており、CENRO が発行する伐採許可書が必要である。植林地から伐採した木材に森林税はかからない。

3.3.1.4. Special Cutting Permit

インフラ建設のために伐採された木材については、Special Cutting Permit が発行される。ほとんどが公有地であるが、私有地が含まれることもある。

3.3.2. 私有地

私有地に造成された商業植林地に関しては、伐採前に登記を行い、植林地所有証明書（CTPO、以前の名称は PTPOC）の交付を受けなければならない。所有者が既に CTPO

を取得している場合は、私有植林地または個人所有の人工林から木材を伐採するために特定の管理計画を策定したり伐採許可証を取得する必要はない。ただし例外として、植栽されたインドカリン (*Pterocarpus indicus*、「フィリピンローズウッド」と呼ばれることもある) は高品質樹種とみなされており、1993 年 9 月 30 日付 DENR 省令 58 号セクション 4 に従って「特別私有地木材許可証」(Special Private Land Timber Permit /SPLTP) の取得が義務付けられている。

伐採時には、面積 50 ヘクタール以上の植林地の場合は伐採予定の木の全木調査を行い、CENRO に報告しなければならないが、それ以下の面積の場合は免除されている。CTPO 登録済み植林地の所有者は、自己モニタリングフォーム (Self Monitoring Form/SMF) を作成し、CENRO による検証を受ける。輸送と販売には、同フォームにタリーシート (輸送・販売を目的に伐採された木材の樹種と量を記載) と輸送契約書の写しを添付して提出するだけで十分である。

CTPO に登記されていない私有地であっても、本数が 10 本に満たないような場合には CENRO による CV の交付によって輸送が可能になる。

自然木 (植栽ではない) を有する私有地所有者は、自然木の伐採を認める私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit/PLTP) を取得することができる。ただし、許可申請手続きが細かく複雑な上に、許可が下りることはほとんどない。

3.3.3. チェーンソー所有許可

木材伐採のためにチェーンソーを使用する全ての個人または団体・企業は、有効な許可書を取得することが法律 (共和国令 9175 号) によって義務付けられている。チェーンソー販売業者も、実施規則 (DENR 省令 2003-24) に基づいてチェーンソーの輸入・販売許可書を DENR から取得する必要がある。チェーンソーを合法的に所有する資格を有する者には、CBFMAs、IFMAs、SIFMAs 及び CSCs の保持者、並びに私有樹木農場経営者が含まれる。チェーンソー所有許可証は現地の CENRO が発行し、CENRO は林業に携わる適格所有者に登録証明書 (有効期間 2 年、更新可能) を交付する。所有者は、チェーンソー所有の適格性と必要性、及びチェーンソーの詳細 (種類、型式、シリアル番号等) を示す証明書類を提出する必要がある。

(参照 : <http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-24.pdf>) 。

また環境上の懸念として、木材伐採設備に用いられる潤滑剤の使用と適切な処分という課題もある。ただし現在フィリピンでは、木材伐採のほとんどのケースでチェーンソーや軽機しか使用されないため (スキッターやブルドーザーは使われない) 、そのような化学物質が不適切に扱われたり処分されたりするリスクは低い。

3.4. 保護種

環境天然資源省 (DENR) 生物多様性管理局は、共和国令 9147 号 (「2001 年野生生物資源保全保護法」) に従って、DENR 森林管理局と連携し、「近絶滅種」、「絶滅危惧種」、「危急種」、「その他危急種」の樹種に分類された「フィリピン絶滅危惧植物種リスト」を作成・保持している。最新リストが発表されたのは 2017 年 5 月で (DENR

省令 2017-11 号)⁵、同リストには、過去（E.O. 23 発令以前）に商用樹種として伐採されていた複数の樹種を含む 388 の樹種が記載されている。しかし、フィリピン絶滅危惧植物種リストは野生個体群のみを対象としているため、同リストの樹種が植栽されて DENR に登録されると、合法的な伐採が可能になり、サプライチェーンに混入する場合がある。これに最も該当するのがインドカリン（*Pterocarpus indicus*、現地名 narra）で、同野生個体群は「危急種」に分類されている。現在、インドカリンを植栽する樹木栽培者は、植林木の伐採に SPLTP を取得することが義務付けられている。フィリピンで生産されているインドカリンは現在でも天然林由来のものがが多い。

CITES 付属書 II にはフィリピン在来種が 3 種記載されている。*Aquilaria spp* と *Gyrinops spp.*（沈香）及び *Gonystylus spp.*（一般名：ラミン）で、これらの種の輸出入は過去数年間一切禁止されている。

さらに、南米原産の広葉樹種のマホガニー（*Swietenia macrophylla*）も CITES 付属書 II に記載されている種だが、フィリピン国内でよく植栽されている。フィリピンで植栽された *Swietenia macrophylla* の木材及び木材製品は CITES の対象ではないため、CITES 許可書が無くても自由に取引できる。従って理論的には、新熱帯区の国からマホガニー木材がフィリピンに輸入され、フィリピンの植林地で育った木材としてロンダリングされる危険性が存在する。しかしそのようなことが起きたことを示す事例は無い。

3.5. 林地及び資源保有権、並びに林産物を収穫・販売する権利に関連するリスク

3.5.1. 森林保有証書に関連したリスク

森林資源に対する請求権が重複または競合している可能性があり、契約策定プロセスの一環として土地利用権が相反するケースを特定するために多くの努力が払われているが、保有権をめぐる争いは実際に起きており、長期の法廷闘争に発展することもある。

森林資源保有権の配分プロセスや資源管理に関する意思決定のほとんどに、協議原則や ICCs・IPs の権利保護が適切に組み込まれているが、保有権の相反（請求権の重複）に起因するリスクが生じることがある。CADTs 及び CALTs に関する懸念が特に高く、1997 年以前に締結された資源利用協定（例：IFMAs）には、IPRA の下で同利用権を保持する法的権限が認められている。また、先祖伝来領域での林業活動を行う許可を IPs や ICCs から取得する際に、FPIC が不適切または不十分に行われているケースもある。

3.5.2. 木材伐採に関連したリスクと木材所有権の明確化

2つ目のリスクとして、伐採許可が付与されている保有証書対象地以外から得た木材がサプライチェーンに混入するケースもある（盗伐や近隣地域からの木材の入れ替え）。

人工林の場合、所有者が植林木を注意深く監視・警備しているため盗伐が発生するのは比較的まれである。一方、（実際の所有者の同意を得た）木材の入れ替えは慣行として続いており、持続不可能な伐採につながるわけではないが、法律違反である。

3.5.3. 樹種の偽装に関連したリスク

⁵ <https://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2017-11.pdf>

3つ目のリスクは、樹種の偽装で、近隣の天然林から得た木材を植林地で育った木として伐採・販売されることである。

しかし大半の植林地の樹種は識別が容易なため、（DENR 監視当局と共謀しない限り）天然林の樹種を植林地で育った木に偽装することは難しい。

フィリピンでは、植林地から伐採した木材の合法性リスクは低い。現在、合法的に伐採された木材の大半は所有者が明確な私有植林地から調達されており、私有植林地での伐採には規制がほとんど無い。また、（様々な保有証書の対象となっている）公有林の植林地から伐採された木材に関しても、ほとんどの場合 DENR が厳しく監視しているため、合法性リスクは低い。フィリピンで植栽されている主な植林地の樹種は、*Paraserianthes falcata* (syn. *Albizia falcata*)、*Acacia mangium*、*Gmelina arborea* 及び *Swietenia macropylla*、より規模が小さいものでは、*Eucalyptus deglupta*、*Pinus kesiya*、*Casuarina equisetifolia*、*Leucaena leucocephala*、*Pterocarpus indicus* 及び *Samanea saman* などがある。インドカリン（*Pterocarpus indicus*）を除き、通常書類が備わっていれば、上記いずれの樹種の木材及び木材製品も、概して低リスクとみなすことができる。

Pterocarpus indicus の場合、同種は高品質樹種で天然林でも生育しており、天然林での伐採は違法であるため、*Pterocarpus indicus* から作られた製品にはより注意を払う必要がある。ただし（自然植生ではない）植栽された *Pterocarpus indicus* であれば、DENR が交付した同樹種の伐採を許可する SPLTP を提出すれば伐採が認められる。

現在、フィリピンの国内で生産されている木材の大半は、最低限の法的要件しか課されていない私有植林地から伐採されているため、違反件数はほとんど無い。そのため、DENR による私有地での伐採の監視・検査に関しては、最低限の対策しか行われていない。

E.O. 23 号の発令、並びに違法伐採対策タスクフォースの結成以降、監視と規制の執行が強化された結果、違法伐採「ホットスポット」（町）の数が 2011 年の 197 カ所から 2016 年には 17 カ所に減少した（DENR, 2017）。ただし、天然林からの違法伐採は現在も続いていると広く認識されている（当局と共謀していたり、政治家や有力者に庇護されていたりするケースもある）。天然林からの木材違法伐採の場合、伐採された木材は主に現地で利用され、取引規制に違反してフィリピン国内市場で売られている。そのような木材が輸出市場に混入するリスクが最も高いのは、高価値の三次特産品の製造原料として使用されるケースで、それらは監視職員によって見過ごされやすい。

合法的に生産された天然林の木材は極めて少ない（2016 年で 1 万立方メートル未満）。従って、フィリピンの非植栽樹種（＝天然林で発見される樹種）から作られた木材または木材製品は、合法的に調達されたことを示す明確な証拠が無い限り、リスクが極めて高いとみなすべきである。

3.6. 森林管理と伐採施業における雇用と安全

林業・木材加工施業での雇用に関する法的要件は、長年にわたって改正されてきた 1974 年フィリピン労働法（PD 442）によって規制されている。同労働法には、雇用条件及び労働者と雇用者の権利・義務が規定されている。ただし、同労働法には林業の

現場作業員や木材伐採従事者に関する特定の条項が無く、農業労働者に関する条項に基づいて解釈されている。木材加工工場の労働者は、工場労働者関連の規則の分類に入る（労働安全衛生を含む）。

同労働法は、労働時間、最低賃金（地方三者賃金生産性委員会が定期的に改定）、超過勤務手当、休暇、出産休暇、国家保険基金（障害給付金、医療給付金、死亡給付金、退職年金に適用）への加入、個人保護具に関する規定、その他様々な給付金等について定めている。15 歳未満の児童を雇用してはならず（両親が単独の責任を負う場合を除く）、15 歳から 18 歳の者を有害業務に従事させてはならない。「成果報酬」や「出来高」報酬の場合は、時給労働の最低日給と同等またはそれ以上の報酬額でなければならない、労働時間が 8 時間を超えなくても同条件を満たすものとする。

労働雇用省（DOLE）は、同労働法の要件の監視・執行を所管し、順守しない雇用者に事業閉鎖を命じたり、罰金を科したりする権限を有する。しかし実際は、DOLE が現地調査を行うのはまれだと言われており、順守状況の検証は自己申告や書類確認によって行われている。

未成年者の不法雇用や、法定最低賃金の未払い、最低賃金基準を満たす「成果報酬」（「出来高」払い）の未払いによる合法性リスクが生じる可能性があり、特に、DOLE 職員による厳しい監視が行き届きにくい僻地の森林伐採事業者や請負業者に関して合法性リスクが高くなる。大規模木材加工工場の方が労働法規制の順守レベルが高く、小規模事業者の順守レベルの方がはるかに低いと認識されている。

より大規模な企業であっても、DOLE による厳しい調査によって労働法違反が発覚することがしばしばある。その一例が、日本向けに木材製品を輸出していた事業者のケースで、少なくとも 3 人の従業員が死亡した 2017 年の大規模火災⁶を受けて DOLE が調査を行ったところ、労働者安全規制違反や給与の不適切な減額などが明らかになった⁷。

労働法の監視・執行は林業部門の職員の権限外であるため、木材購入事業者が労働法の順守が合法性の重大な要素であると考える場合には DOLE 職員との連携が不可欠である。

4. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法律

4.1 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制

表 14 に木材及び木材製品の輸送と加工に関する主な法規制をまとめた（該当する主なサイトの HTML リンクを記載している）。

⁶ 同事業者の工場では 2018 年初めに二度目の大規模火災が発生した。

⁷ <https://www.rappler.com/nation/172010-dole-peza-cavite-factory-fire-hti-violated-labor-safety-standards>

表 14. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制

法規制の名称	年	詳細
PD 705、「フィリピン改正森林法」として知られる	1975 年 5 月 公布	フィリピンの森林基本法の役割を果たし、行政、管理方針、木材伐採、森林利用、木材加工、森林保護、森林再生、手数料等について定めている。 https://www.lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_705_1975.html
DENR 省 令 1994-07 号 及び 2007-31 号	1994 年 2 月 2007 年 に 公 表 さ れ た 改 正 指 針	これら 2 つの省令は、丸太、木材、材木及び非木材林産物の輸送に義務付けられている、DENR 交付の原産地証明書発行要件が規定されている。 DENR 省令 1994-07 は、林産物の完成品、半製品、ノックダウン製品の輸送要件も規定している。 http://policy.denr.gov.ph/1994/ForDao_1994-07.pdf http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-24.pdf
省 令 1986-50 号、並びに DENR 省 令 2003-41 号 及び 2003-53 号	1986 年 に 最 初 に 発 令 2003 年 に 公 布 さ れ た 改 正 指 針	「木材加工工場設立・操業許可証」の発行手続きを定めている。 http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-41.pdf http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-53.pdf
DENR 省 令 2003-30 号	2003 年 6 月	フィリピン EIS 制度の施行規則（Implementing Rules and Regulations /IRR）について詳述している。同規則には、「木材加工工場設立・操業許可証」の取得に必要な環境クリアランス証明書または非該当証明書（Certificate of Non-Coverage/CNC）を取得する要件も含まれる。 http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-30.pdf
DENR 通 達 1994-18 号	1994 年 5 月	木材加工工場設立・操業許可証の申請において重要な証明書類となる丸太／材木供給契約書の承認手続きを概説している。 http://policy.denr.gov.ph/1994/ForMC_1994-18.pdf

4.2. 丸太の輸送

4.2.1. 公有地・林地

CBFMA、IFMA、CSCs 及び SIFMA に基づく保有権対象地から輸送される全ての丸太は、当該木材原産地担当の CENRO が発行する「木材原産地証明書（Certificate of Timber Origin/CTO）」を備えていなければならない。CTO 申請書には以下を明記する必要がある。

- 輸送する丸太の本数、量及び金額；
- 輸送日／積込日；
- 積込地点；
- 輸送手段／輸送機関の種類；
- 荷受人住所氏名；
- 仕向地；
- 予定輸送期間

CTO 申請書には、輸送する丸太の詳細（丸太の本数、樹種及び寸法）を記載したタリーシート（計数表）と、必要に応じて手数料の支払いを証明する領収書を添付しなければならない。CENRO は上記書類と輸送予定の丸太を点検し、申請内容が正確であることを確認した後、CTO を交付する。

4.2.2. 私有地

植林地所有証明書（CTPO）がある私有地から伐採した丸太の輸送・販売の要件としては、CENRO による検証を受けた自己モニタリングフォーム（SMF）に、輸送・販売を目的に伐採された木材の樹種と量を記載したタリーシート（計数表）と輸送契約書の写しを添付して提出するだけで十分である。CTPO に基づいて登録されていない私有地から伐採された植林木は、CENRO による伐採許可書と CV の交付が必要であり、CENRO は当該木材が私有植林地から輸送されたことを認証する。

また通常は、運送業者が同時にトラックの所有者でない限り、「輸送機関所有者との輸送契約書」が必要となる。

通常、原料のバイヤーは、追跡または業務管理目的で、原料の量、樹種その他特徴を記した注文書を発行する。受取側の加工工場は納品受領書を発行することが多く、同受領書は、原料供給源や輸送に関する情報が記載された関連の CTO または SMF と照合できるようになっている必要がある。木材記録は、保管用・生産用・販売用に分類し、注文書、製造バッチ番号、販売注文等（必要に応じて）と照合できるように作成・保持する。

丸太・製材の輸送時には、輸送する量と詳細を CENROs が点検・確認する。

丸太、材木、及び非木材林産物の原産地証明書発行 (DENR 省令 1994-07 号)		
発行される保有証書・許可証・認可証	申請者	CENRO
- 木材原産地証明書 (CTO) - 材木原産地証明書 (CLO) - 非木材林産物原産地証明書 (Certificate of Non-Timber Forest Production Origin/CNFPO) - 私有地植林木の確認証明書 (Certificate of Verification/COV)	- 被許可者／船荷主は、海上輸送の場合は輸送日の少なくとも1週間前、陸上輸送の場合は同24時間前に、下記情報を記載した依頼状を提出する： - 輸送する製品の数、量、金額 - 輸送日／積込日 - 積込地点 - 輸送手段／輸送機関の種類 - 荷受人住所氏名 - 仕向地 - 予定輸送期間 - 被許可者／船荷主は、タリーシート、販売用インボイス、納品受領書、及び手数料領収書を提出する。	- 輸送要請書を受領・記録する。 - 輸送予定の製品を検査する。 - 必要書類／要件の具備、並びに森林税／手数料の支払証明を確認する。 - CTO、CLO または CNFPO (いずれか該当するもの)を発行する。 COV の場合、CENRO は輸送する製品が私有地／私有植林地から伐採されたことを認証する。

図8. 丸太、材木、及び非木材林産物の原産地証明書発行 (DENR 省令 1994-07 号)

4.3. 木材及び木材製品の加工

全ての木材加工会社には、関連政府当局に適切に登録し、許可証を所得することが義務付けられている。CENROs は、木材加工工場許可証の申請を受領し、必要な決定レベルに従って、より上級の DENR 職員に承認または却下の勧告を行う。フィリピンでは、事業活動を行うための基本的要件として、証券取引委員会への登録が義務付けられている。また地方自治体も、市長が発行する営業許可証の取得を義務付けている。

木材加工会社の所有者は、事業活動を始める前に DENR から木材加工工場許可証を取得しなければならない（前提条件として DENR 環境管理局が発行する環境クリアランス証明書の取得が義務付けられている）。木材加工工場許可証の新規申請の場合は、DENR 大臣による承認が必要で、更新申請の場合は、関連の地方エグゼクティブディレクター（Regional Executive Director/RED）による承認が必要である。また木材加工工場許可証の条件として、加工された丸太が合法的なものであることを保証し、生産量と利用可能な合法丸太供給量がマッチするように、一日の丸太消費量と材木生産量を記録することが義務付けられている。木材加工工場が指定林地に隣接している場合は、木材加工工場許可証を考慮に入れた上で、DENR が特別土地利用許可証を発行する。

フィリピンでは、1991 年外国投資法に基づき、100%の資本参加を行う外国法人がフィリピン国内の林業活動（木材加工を含む）に投資することが認められている（https://asean.org/storage/2016/08/P79_Foreign-Investments-Act-of-1991.pdf）。産業植林はフィリピンの優先投資活動の 1 つで、フィリピン投資優先計画（Investment Priorities Plan/IPP）の下でインセンティブが与えられる可能性がある。

製造段階から完成品までの全体を通した木材追跡システムは法律で明示的に義務付けられていないが、木材加工工場許可証の取得条件や他の DENR 監視要件として義務付けられている。木材加工業者は、（販売または移転を通して）受領・使用・処分した原料に関する書類を保持することが求められており、それによって木材在庫の監視・追跡や回収率の計算が可能になる。企業は、特定の製造バッチに割り当てられた原料在庫の記録を保持し、注文書、CTOs、SMF、CVs などによって木材の供給源をたどれるようにしなければならない。

木材加工工場は、（木材加工工場許可証の要件に基づいて）木材受入エリアに CCTV カメラを設置・維持することが義務付けられている。また、搬入木材の合法性や必要書類などを監視する「工場内計測者」が DENR から木材加工工場に派遣される。工場内計測者は全ての木材加工工場に配属されることになっているが、実際は全ての工場に計測者が常駐しているとは限らない（特に小規模加工工場）。

家具製造業者と木材三次加工品の監視・追跡に関しては一貫性の欠如が見られる。DENR システムは、森林伐採や木材一次加工品の輸送・加工を監視する目的で構築されており、家具・完成品製造工場の監視については、システムに一貫性がないように思われる⁸。

木材加工関連の合法性リスクには、製材所の違法操業や違法調達木材の加工などが含まれる。これらの違法活動は小規模で、大企業や輸出市場に商品が流れ込むのではなく、現地の商品市場に出回ることが多い。とはいえ、それらの影響や量を総合するとかなりの規模になる（具体的には不明）。また記録管理がずさんな場合、完成品から原料供給源をさかのぼって追跡できなくなる。

発行される保有証書・許可証・認可証
木材加工工場
↓
申請者
申請書と必要書類を提出する。
↓
CENRO

⁸例えば、家具工場は一般的に木材加工工場許可証の取得を義務付けられていないようだが、木材在庫の受領・処分に関する記録を保持し報告することが求められている。

・ 申請書と予備的必要書類を受領・記録する。 ・ 提出された申請書と必要書類を審査・評価する。 ・ 検査官が申請対象地及び作成された報告書を審査する。 ・ 調査報告書を精査・評価する。 ・ 正規のルートを経て RED への承認勧告書を作成する。
↓
PENRO
・ 承認された申請書と必要書類を受領・記録する。 ・ 要件が十分満たされている場合、申請書を審査・評価する。 ・ 該当する RED に承認勧告を行う。
↓
RED (RENRO)
・ 正式な申請書と必要書類及び承認書を受領・記録する。 ・ 申請書が全ての要件を満たしている場合、提出された申請書と必要書類を審査・評価 ・ 該当する許可証を発行する。

図9. 木材加工許可証の手続き・承認に関する現行フローチャート
(MAO 50、1986 シリーズ、DENR 省令 2003-41 号により改正)

4.4. 木材及び木材製品の輸送

加工された材木を製材所から木材販売業者やさらなる加工のための工場へ輸送する際は、丸太を輸送する場合と同様の許可証が必要である。実際、いずれの輸送でも同じ書式が用いられており、材木の場合は、当該材木原産地担当の CENRO が以下に基づいて「材木原産地証明書」(Certificate of Lumber Origin/CLO)を発行する。

- 輸送する材木の本数、量及び寸法
- 輸送日／積込日
- 積込地点
- 輸送手段／輸送機関の種類
- 荷受人住所氏名
- 仕向地
- 予定船積み期間

CLO 申請書には、輸送する材木の詳細（本数、樹種、寸法及び量）を記載したタリーシート（計数表）と、必要に応じて手数料の支払いを証明する領収書を添付しなければならない。CENRO は上記書類と輸送予定の材木を点検し、申請内容が正確であることを確認した後、CTO を交付する。

ただし、完成木材製品（家具、ドア、窓、キャビネット、木製品）の輸送には輸送許可証は必要ない。

木材の違法伐採・輸送対策の主な取り組みに、DENR による高速道路での検問があり、検問所を設置できる場所は全国に 117 カ所ある。同検問所では、丸太または製材を輸送する者は輸送のための適切な CTOS または CLOs を所持していなければならない、所持していない場合、当該木材原料は押収され、法的手続きが取られる。

丸太・木材の輸送におけるリスク

以前は、文書の偽造または使いまわしといった合法性リスクがあったが、発行された輸送文書がオンラインデータベース管理されることによって同リスクは最小限に抑えられている。

輸送書類は DENR 監視局で刻印されるため、使いまわされることが難しくなっている。ただし、検査が適切に行われなかったり、DENR とその他当局が共謀していたり、申告された量と実際の供給源を慎重に照合せずに輸送が許可された場合は、盗まれたまたは違法の丸太がサプライチェーンに混入する可能性がある。また記録管理がずさんな場合、完成品から原料供給源をさかのぼって追跡できなくなる。実際、DENR は完成木材製品の輸送許可証を義務付けておらず、原料供給源を確認できない場合、これら製品の合法性に疑問が生じる可能性がある。

5. 木材及び木材製品の輸出入に関する法律

5.1. 法的に義務付けられている文書または記録

木材及び木材製品をフィリピンへ輸入する、またはフィリピンから輸出する際に要求される書類を表 15 にまとめた。

表 15. 木材及び木材製品の輸入・輸出において法的に義務付けられている文書

文書名	詳細	発行当局
輸入		
丸太／材木販売業者登録証明書	輸入業者が木材製品をフィリピンへ輸入する資格を有することを保証する。	DENR RED
木材原料輸入許可書	木材の輸入を許可する。	DENR RED
外国の輸出業者との木材原料売買・供給契約書	木材輸出業者の正当性を証明する。	フィリピンへ輸出される木材原料の原産国のフィリピン商務官または大使館
植物検疫証明書	製品が無病で植物検疫処置を受けたことを証明する。	輸出国の権限機関
関税登録	全取引に用いる特定照合番号を割り当て、財務省関税局（BoC）の許可を交付する。	フィリピン輸出業者連合

インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格が示されている。	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認する。	運送業者または貨物取扱業者（またはその代理業者）
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの中身が詳細に記されている。	輸出業者
輸入通関申告書	輸入された商品の正式な申告書	関税局
原産地証明書	輸入された品目の税関手続き上の原産国を証明する。	輸出国における指定権限機関

輸出		
販売用インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格が示されている。	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認する。	運送業者または貨物取扱業者（またはその代理業者）
植物検疫証明書(BPI フォーム“Q” No. 11)	製品が無病で植物検疫処置を受けたことを証明する。	植物産業界局植物検疫サービス課（農業省）
輸出許可書	認可輸出業者が要請された輸出手配を進めることができる。	DENR RED
特別許可書	製品が植林地で育った高品質樹種(例: <i>Pterocarpus indicus</i>)から作られている場合、当該製品の輸出に特別許可が与えられる。	DENR RED
輸出承諾書及び輸出適合証明書	積荷の製品が、輸出許可書によって輸出を認められた製品と合致していることを証明する。	DENR CENRO
輸出申告書	輸出される品目・製品の詳細な申告書。	輸出業者が関税局へ提出
積込許可書	輸出業者が積荷を船または航空機へ積み込むことができる。	関税局
原産地証明書(日本向け輸出の場合は「JP 原産地証明書」が作成される)	輸出される製品の税関手続き上の原産地を証明する。	関税局
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの中身が詳細に記されている。	輸出業者(CENRO による認可)

5.2. 木材及び木材製品の取引に関する法規制

5.2.1. 輸入

DENR 省令 1999-46 号は、輸入された丸太、材木、ベニヤ、合板その他木材パネル、柱・杭、パルプ材及び木材チップの輸入申告と引き取りについて規定している。丸太、製材その他木質製品をフィリピンに輸入できるのは、TLAs、IFMAs または木材加工工場許可証の保持者、或いは登録木材販売業者とその代理業者のみである。フィリピンでは、木材加工業者への原料供給や国内消費に十分な量を確保するために、丸太、製材、その他大半の木材製品の輸入が自由化されている。

「丸太／材木販売業者登録証明書（Certificate of Registration as Log/lumber Dealer）」の発行は、1955 年共和国令 1239 号（FAO 26 Series 1956）及び DENR 省令 1994-08 を指針としている。丸太／材木販売業者登録証明書を取得するには、申請者は DENR（最初に CENRO）に以下を含む少なくとも 16 点の証明資料を提出しなければならない：証券取引委員会（Securities and Exchange Commission /SEC）への登録書及び市長発行の営業許可証、輸入木材製品の登録書、外国サプライヤーとの販売・供給契約書（sales/supply contract）の写し、輸入書類の写し、必要手数料の領収書、過去 2 年間の確定申告書、申告している木材／材木集積場の写真、事業計画、資産流動性を証明する文書等。申請の承認は、CENRO から（PENRO を通じて）地方エグゼクティブ・ディレクター（RED）に付託される。

木材製品を輸入する予定の個人または企業は、フィリピン木材生産者協会（Philippine Wood Producers Association/PWPA）への「丸太／材木販売業者登録証明書」の記録・登録、並びにその後の関連の RED による正当な「木材原料輸入許可」の承認・取得が求められている。

輸入事業者は、外国の木材原料輸出業者との販売・供給契約書（少なくとも 1 年間有効）の写しを提出することが義務付けられており、同契約は、当該木材原料原産国のフィリピン商務官／大使館による認証を受けなければならない。しかし、木材輸出業者の所在地がフィリピン大使館や領事館の近くではないことが多いため、このプロセスのために一部の国からはスムーズに輸入することができないと言われている（Salvio Valenzuela, Nicolaas de Lange、2018 年聞き取り調査）。

フィリピンへ輸入される木材原料の輸入申告と荷揚げ（許可された港でのみ）は、関税局、並びに植物産業局植物検疫室が定める要件及び手続きに従って行われなければならない。また各積荷は、検疫処理の種類を示す原産国発行の植物検疫証明書が添付されていなければならない。

輸入業者はまた、財務省関税局（BoC）による認定を含む BoC が定める基本的な輸入規則を順守しなければならない。認定輸入業者（または通関業者）は、BoC の電子通関システム「Electronic to Mobile（E2M）」にアクセスし、オンラインで輸入申告（輸入通関申告を含む）を行うことができる。E2M システムを用いると、税関職員や取引業者がオンラインで大半の通関手続きを行うことができる。ただし輸入業者には、確認のために輸入書類と添付文書のハードコピーを輸入申告手続きユニットに提出することが現在も義務付けられている。なお、E2M システムは他の政府機関が発行する許可例：DENR による木材輸入規制）は扱っておらず、それらは個別に申請しなければならない。（フィリピンへの輸入企業は、製品到着時に以下の文書を提出しなければならない：

- 梱包明細書
- インボイス
- 船荷証券
- 輸入許可書
- 通関輸入申告書
- 原産地証明書

審査（及び必要に応じて検証）の後、BoC は輸入商品の引渡指図書または通関許可書を発行する。関税局が発行する輸入商品通関許可書を取得し、輸入木材原料を通関手続地から仕向地へ移動させるために必要な書類は、承認された「輸入許可書」または DENR が付与した木材原料輸入登録証明書である。なお輸入業者は、仕向地に積荷が到着した際に、担当の CENRO に以下の書類の写しを提出しなければならない。（1）

「輸入許可書」または「木材原料輸入登録証明書」；（2）原産国が発行する植物検疫証明書；（3）船荷証券、及び（4）梱包明細書の概要。

輸入業者は、毎月、輸入後に、以下を記載した報告書を該当する CENRO に提出することが義務付けられている。（1）前月から繰り越された輸入木材在庫の残高；（2）報告月に受領した追加仕入れ分；（3）取扱総量／数量；（4）加工量／販売量；（5）月末の輸入木材在庫の残高。

輸入業者は、木材原料輸入許可の条件として、権限を有する DENR 職員から、輸入木材原料が保管されている敷地内での検査、及び木材の引き取りに関する記録の調査を受けることがある。

付加価値品が直接輸出される輸出加工区での木材輸入・加工の監視・監督範囲については、さらなる調査が必要である。そのような施設は、DENR、DOLE その他現地当局の通常の監督・規制対象から外れ、フィリピン経済区庁（Philippine Economic Zone Authority/PEZA）の規制を受けている。しかし、カビテ輸出加工区のある木材加工会社によると、これらの企業は毎年 DENR に輸入木材の樹種・原産国・量等を報告しており、輸出加工区内の企業にも同規則が適用されると理解しているとのことである。

フィリピンは他国から大量の木材を輸入し、それらをさらに加工して完成木材製品を作っているため、輸入木材の合法性確保は、輸出国で採用されている合法性確認制度に大きく依存している。輸入木材の合法性を確保する最善の方法は、独立した検証・認証システムのある低リスク国から低リスクの樹種を輸入することである。また現在、フィリピン木材協会は、貿易産業省（DTI）、フィリピン家具産業会議所

（CFIP）、フィリピン木材生産者協会（PWPA）と共同で、さらに DENR/FMB 及び FAO と協力しながら、「加工流通過程の管理（Chain of Custody/CoC）システム及びモニタリングコンプライアンスの要件に関するガイドブック」の草案を作成しており、同ガイドダンスは、輸入に関連したデューディリジェンスを実施するための指針を木材輸入業者に提供するものとなっている

（https://issuu.com/naniegonzales/docs/cfip_duediligence）。

5.2.2. 輸出

輸出主体は、貿易産業省（個人事業体の場合）、証券取引委員会（パートナーシップ、企業の場合）、または協同組合開発庁（協同組合の場合）に登録し、（全ての登録を最新の状態に保たなければならない（例：営業許可証、内国歳入庁、社会保障制度、労働雇用省、フィルヘルス（PhilHealth）、PAG-IBIG 基金、及び DENR））。

輸出事業者は、E2M 通関システムを用いて、顧客プロフィール登録システム（Client Profile Registration System/CPRS）から BoC に登録することが義務付けられており、顧客が CPRS に正式に登録していなければ輸出取引の手続きを進めることができない。大半の輸出業者にとって CPRS 許可当局はフィリピン輸出業者連合（www.philexport.ph）で、登録輸出業者には特定照合番号（URN）が割り当てられる。同番号は各輸出業者の CPRS プロフィールに含まれ、12 カ月間有効で 1 年ごとに更新できる。

フィリピンからの木材製品の輸出は、DENR 省令 1991-54 号及び DENR 省令 1993-33 号の下で規制されている。木材製品の輸出を計画している個人、認可木材加工業者・販売業者、その他協同組合、パートナーシップ、協会は、当該製品が輸出される地域を担当する CENRO を通じ、DENR から「輸出許可書（Export Authority）」を取得しなければならない。同申請には、輸出する製品の樹種、寸法、本数、量などの情報が必要で、さらに注文書、フィリピン中央銀行が発行する信用状、木材加工工場操業許可書（必要に応じて）、過去 3 年間の確定申告書、提出した情報を確認する権限を DENR 代表者に与える宣誓陳述書の写しを添付しなければならない。認可木材加工業者または販売業者以外の申請者は、追加書類の提出を求められることがある。輸出する製品が植林木から製造されている場合、CENRO はその証明書を発行する。公有地から得られた製品の場合、または高品質広葉樹樹種（例：*Pterocarpus indicus*）の植林木から作られた製品が含まれている場合は、義務付けられている特別許可書の写しも申請書に添付しなければならない。CENRO は、輸出予定の製品／商品、積込日・場所、並びに使用する輸送機関を確認する調査チームを現地に派遣する。

輸出許可申請書は、CENRO が作成した確認報告書と共に、PENRO を通じて CENRO から DENR RED へ送られる。承認されると、輸出許可書が RED から CENRO 及び輸出業者に付与される。付与された輸出許可は、加工工場から最終輸出積込地点までの輸送にも適用される。

CENRO は、輸出が許可された製品／商品の輸送・積込の監視を所管する。積荷の検査結果が輸出許可書の内容と合致していれば、CENRO は輸出承諾書を発行し、その写しが DENR 大臣室、実務局次官室、FMB、及び該当する RED に提出される。CENRO は、許可された木材製品のみが輸出用に積み込まれるように、実際の積込を監視することが義務付けられている。積荷に問題が無ければ、CENRO は許可された木材製品に対して輸出適合証明書を発行する。

ほとんどの輸出先は、あらゆる林産物の輸出に植物検疫証明書の添付を義務付けている。フィリピンからの輸出の場合、農業省植物産業局（BPI）発行の“Q”No.10（検査要請）が提出され、実際に輸出予定品が検査された後、植物産業局植物検疫サービス課のみが植物検疫証明書（BPI 発行の“Q” No.11）を発行する。

輸出業者は、輸出品の詳細を記載したプロフォーマインボイスを作成し、注文内容を確認する署名を輸入国のバイヤーから取得する。船荷証券は、輸入国への輸送を取り扱う運輸業者と協力して作成される。最後に、輸出業者は輸出申告書を作成し、E2M BoC オンラインサービスによって積込許可を取得する（木材製品の場合は、DENR の輸出承諾書が証明書類となる）。

関税局（BoC）は、輸出業者に原産地証明書を発行することもある。日本向けの積荷の場合、日・フィリピン経済連携協定（Philippines-Japan Economic Partnership Agreement/PJEPA）に基づいて、フィリピンから日本へ輸出される商品であることを裏付ける原産地証明書が発行される。

輸出業者は通常、梱包明細書も作成し、林産物の場合は該当する CENRO が認証することがある。

輸出段階でのリスク

輸出最終段階での合法性リスクには、製品の虚偽申告または誤申告（樹種、製品カテゴリを含む）、及び量・金額の虚偽申告または誤申告がある。これらのリスクは、輸出許可書や関連輸出書類を綿密に精査し、DENR が現地検査で輸出予定の商品を調べることによって緩和できる。

6. その他

6.1. 違法伐採及び関連する取引を撲滅するための国際的枠組み及び貿易協定

フィリピンは、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations/ASEAN）、アジア太平洋経済協力フォーラム（Asia-Pacific Economic Cooperation Forum/APEC）、国際熱帯木材機関（International Tropical Timber Organization/ITTO）、及び国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations/FAO）の加盟国で、これら機関は違法森林伐採及び関連する取引の撲滅に取り組んでいる。現在フィリピンは、これら機関が実施する木材合法性関連の複数のプロジェクトやイニシアティブに参加しており、その中には、木材合法性保証システム（Timber Legality Assurance System/TLAS）の開発を目的に ITTO が支援する継続中のプロジェクトも含まれる。

またフィリピンは、CITES の締約国である。

フィリピンは、ASEAN 内では、森林法の施行・ガバナンス（Forest Law Enforcement and Governance/FLEG）に関連する作業グループ、ASEAN 全域木材認証イニシアティブ、持続可能な森林管理に関する ASEAN 基準・指標の策定（合法性の定義や国家認証制度の基盤形成に役立つ）、並びに ASEAN CoC フレームワークに積極的に関与している。

さらにフィリピンは、APEC の違法伐採及び関連する貿易専門家グループ（Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade/EGILAT）にも積極的に参加している。

フィリピンは、欧州連合（European Union/EU）と連携しながら EU 木材規則の要件への適合に取り組んでおり、欧州森林研究所（European Forest Institute/EFI）の森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するファシリティ（European Union Forest Law Enforcement,

Governance and Trade/EU FLEGT Facility) や FAO EU FLEGT プログラムの支援も受けている。DENR 及び林業セクターは、EU との自主的・二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement/VPA) 締結交渉に関心を示しているが、現在は外務省からの承認を待っている段階で、まだ交渉は行われていない。

フィリピンは、あらゆる製品 (木材及び木材製品を含む) の貿易において、HS コードを導入している。また、AHTN も採用している。ASEAN の下では、通関・貿易手続きを簡素化し、ASEAN 諸国内での書類のやり取りを容易にするために、フィリピン国家単一窓口 (National Single Window/NSW) の設置が進められている。森林・木材製品は最終的に NSW システムの対象になる予定で、同システムも現在開発中である。

6.2. 木材及び木材製品の合法性/持続可能性に関する自主的制度

フィリピンでは、過去に少数の森林が FSC 認証を取得していたが既に失効しており、現在、フィリピン国内に FSC 認証林は存在しない。FSC の CoC 認証は 10 社が取得している。

フィリピンは、森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification/PEFC) と協議を行い、国家森林認証システム (PEFC による承認検討の可能性がある) 構築の初期段階に入った。産業団体はフィリピン森林認証システムのための暫定的な政府機関を創設することを提案しているが、認証の実施に必要な、木材合法性証明システム (TLAS) が DENR-FMB によってさらに強化されるのを待っている (Tommy Valdez、2018 年聞き取り調査)。

貿易産業省 (DTI)、フィリピン家具産業会議所 (CFIP)、フィリピン木材生産者協会 (PWPA) は、DENR/FMB 及び FAO と連携し、「CoC システム及びモニタリングコンプライアンスの要件に関するガイドブック (https://issuu.com/naniegonzales/docs/cfip_duediligence)」の草案作成に共同で取り組んでいる。これは、合法性の証明や、他国からフィリピンへ木材製品を輸入する際のバイヤーによるデューディリジェンスを支援する目的で、民間セクターが自主的に取り組んでいるものである。同ガイドブックは現時点では暫定的なものであり、EU 木材規則や米国改正レイシー法で求められている CoC 手続き及びデューディリジェンスの指針として、初期の有益な枠組みを提供している (Bill Maynard、2018 年聞き取り調査)。

6.3. その他の考察及び見解

現在、フィリピンの林業事情は流動的で、政策・法規制において様々な変化が起き、改革が進められている。この 20 年間、林業セクターは不安定で頻繁に変わる政策によって大きな制約を受けてきた。しかし数年に及ぶ努力の結果、最近では楽観的な気運が高まり始めている。議会が 2019 年中にも新たな林業基本法 (「持続可能な林業法」) を可決する可能性があるため、産業界、NGOs、政府その他利益団体は、あらゆる関係者が妥協を重ねた末に一本化された同法案を支持している。新林業法の制定によっ

て安定性や投資のインセンティブが高まり、法規制による負担が軽減すれば、林業セクターが活気付くきっかけになると考えられる。

現行の政策及び規制では、フィリピン国内で天然林からの伐採が認められている木材はごく少量である。伐採可能な樹齢に達している既存の植林地の大半は、天然林から伐採されていない樹種で構成されているため、樹種に基づいて国産木材の合法性を判断・確認するのは比較的容易だと考えられる。

また植林地の大半は自然保護の関心が集まっている地域に含まれていないため、植林地から得られた木材及び木材製品のバイヤーはその持続可能性についても比較的自信を持っている。

ただし、NGP の下での植林に関するガイドラインが、在来種の植林を強調している点に留意する必要がある。今後そのような植林地が伐採されるようになれば、現在のように樹種を主な判断基準として容易に合法性を確認できなくなる。とはいえ、そのような課題に直面するのはかなり先のことである。

たびたび報道されるニュースや事例証拠によると、天然林の違法伐採は未だに国内の多くの地域で続いており、関心のある木材のバイヤーが、天然林の木材から材木、キャビネット、床材、木製品などを製造することは現在も可能である（特に天然林に隣接する地域で製造されている）。インドカリン (*Pterocarpus indicus*) やコクタン (*Diospyros spp.*) などの高品質保護種から作られた家具を入手することもできるが、昔よりは購入が難しくなっている（聞き取り調査より）。ただし、そのような違法伐採木材の大半は国内市場にとどまっており、通常、輸出市場には混入しないと言われている。

一般的にフィリピンの植林地で育つ樹種以外から作られる製品は全て、合法輸入原料から製造しなければならない。そのような製品の合法性は、原料の供給源、輸入原料の合法性の保証、輸入業者のデューディリジェンスによって主に判断され、輸入原料の合法性を最も確実に保証するのは、森林管理及び CoC 認証である。

フィリピンでは、TLAS が確立されておらず、独立した第三者によって認証された森林が無い場合、木材及び木材製品の合法性を確実に保証することが難しい場合がある（特に三次付加価値品）。合法木材かもしれないが、それを証明する確固とした証拠文書が無いという状況で、国家木材合法性証明システム（TLAS）の構築によって近いうちにこの欠点が補われることが期待される。

フィリピンの労働法は、細かい上に複雑である。DOLE のコンプライアンスモニタリングには一貫性が無く、大規模な工場や企業には概して厳しいが、現地の DOLE 職員による厳格な監視に頼っている面が大きい。一方、農村地域の木材伐採に対しては明らかに監視が緩い。対象は主に下請け業者や臨時雇用者で、報酬が最低賃金を下回ったり、完全な法定給付や個人保護具を支給されなかったりすることもある。

7. 聞き取り調査・現地調査（実施記録）

7.1. 聞き取り調査

表 16. 聞き取り調査リスト

日付	所属機関	役職	主なテーマ
29/6/18	FAO-EU FLEGT プログラム	林業職員	合法性に関する一般的課題；情報源：関係筋
29/6/18 3/8/18	FAO-EU FLEGT プログラム	コンサルタント	合法性に関する一般的課題；情報源；フィリピンでの関係筋
29/6/18	FAO-EU FLEGT プログラム	コンサルタント	合法性に関する一般的課題；情報源：関係筋
13/8/18 22/8/18 (上記以外にも複数日に電子メールで通信)	DENR 森林管理局	アシスタントディレクター	合法性に関する一般的課題；情報源及び関係筋；資料調査で特定された課題の明確化。
1/8/18 (via email)	フィリピン大学ロスバニオス校	教授	森林保有権；木材の伐採・輸送に関する規制
2/8/18 (via email)	フィリピン大学ロスバニオス校	教授	フィリピンの絶滅危惧・危急樹種
2/8/18 6/8/18 10/8/18 (電子メールまたはスカイプを利用)	トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学、マレーシア	講師	東南アジアの CITES リスト樹種の取引
13/8/18	DENR 森林管理局	森林政策、計画立案及び知識管理部 (FPPKMD) チーフ	森林管理と木材合法性に関する法規制及び政策
13/8/18	DENR 森林管理局	森林政策部 (FPPKMD) チーフ	森林管理と木材合法性に関する法規制及び政策
13/8/18	DENR 森林管理局	知識・情報システム部 (FPPKMD) チーフ	林地、森林被覆、分類、生産及び貿易
13/8/18	DENR 森林管理局	森林地理空間データ及び情報システム (FPPKMD) チーフ	林地区分、林地、保有権配分
13/8/18	DENR 森林管理局	森林資源管理部 (FRMD) チーフ	森林管理、伐採、輸送、加工要件
13/8/18	DENR 森林管理局	森林生産部、チーフ	FLEGT、認証の取り組み
13/8/18	DENR 森林管理局	企業・産業林部門、森林監督官	森林保有証書、先祖伝来領域請求権
13/8/18	DENR 森林管理局	局長室、技術補佐	現地の管理、伐採、輸送要件；木材加工工場要件
14/8/18	バゴン・パガサ財団	理事長	現場での合法性執行の実践的側面
14/8/18	社会変革のための環境科学	スタッフ研究員	合法性要件と現場での脱法行為；先住民族の権利
15/8/18	フィリピン木材生産者協会	エグゼクティブディレクター	法的要件に関する産業界の視点と事業活動における課題
15/8/18	フィリピン環境保護および持続可能な発展センター	プレジデント兼エグゼクティブディレクター	持続可能な森林管理に関する政策及び法制化を進める取り組み（認証を含む）
16/8/18	フィリピン家具産業会議所	エグゼクティブディレクター	木材供給と貿易に関する家具業界の視点

16/8/18	林業開発センター	ディレクター	持続可能な森林管理に関する規則・規制の策定（SFM 法を含む）
16/8/18	フィリピン森林監督官協会	プレジデント	新 SFM 法の策定
17/8/18	FAO EU FLEGT プログラム	スタッフ森林監督官	フィリピンにおける FLEGT イニシアティブ
15/8/18 16/8/18 17/8/18	アカシア天然資源コンサルタント	コンサルタント	フィリピンにおける EU FLEGT イニシアティブ
20/8/18	独立コンサルタント	林業コンサルタント	森林合法性政策と規制枠組み
16/8/18 22/8/18	グローバルフォレストリーサービシズ	コンサルタント	加工流通過程の管理（CoC）に関する指針
22/8/18	Yakap Kalikasan	エグゼクティブディレクター	IFMA 保持者の検証、課題と活動
23/8/18	国家先住民族委員会（NCIP）	先祖伝来領域事務所責任者	先住民族の権利、先祖伝来領域保有権、資源利用権
23/8/18	資源環境及び経済学研究センター（REECS）	エグゼクティブディレクター	森林保有権；木材の伐採・輸送に関する規制
24/8/18	FILTRA Timber	エグゼクティブアシスタント	木材輸入手続き、木材取引
24/8/18	Designs Ligna	プレジデント	木材調達、製造工場の操業、輸出手続き

7.2. 現地調査

上記調査は、2018 年 8 月 13 日から 24 日にかけてフィリピンのマニラ市と周辺地域で実施された。調査には、主な情報提供者との個別面談や、様々な利益団体とのフォーカスグループディスカッションが含まれる。ディスカッションは、データ・情報・文書を収集し、事前に得ていた資料調査結果を確認する目的で行った。ラグナ州サンペドロの製造施設、マカティの木材取引企業、並びにマニラ首都圏にある複数の家具・木材製品直販店への現地視察も実施した。